

政審資料

1960年
10月15日発行
10・11月合併号

No.34

一目 次一

▲焦点▼

- 一、平和と繁栄への道……………
- 二、長期政治経済計画（案）一
- 三、「護憲、民主、中立の政府」の予算大綱……………
- 四、外交方針……………
- 五、政府自民党の新政策構想に対する批判と
公開質問状……………

27 25 20 1

▲研究▼

- 一、牛乳法要綱……………
- 二、農業基本法要綱と農林立法要綱……………
- 三、災害援護法要綱と災害関係恒久立法要綱……………
- 四、甘味資源対策要綱……………

44 39 34 32

▲資料▼

- 一、抛出制国民年金の実施延期に関する件……………
- 二、現行国民年金法と社会党案の比較……………
- 三、石炭雇用対策についての申し入れ……………
- 四、荒木文相に対する申し入れ……………

55 53 46 45

発行所

日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番
振替 東京 195668 番

焦 点

一、平和と繁栄への道

—長期政治経済計画（案）—

永いあいだの保守党政権は、一貫して財界と結びつき、その支配を強化するための政策をすすめてきた。その結果、政治においては金と権力による政治体制、経済においては大資本、大企業の支配する体制ができ所得の格差、産業間の格差、都市と農村の不均衡等がほげしくなつて、そこから民主主義よりも金権主義がさかえ、また戦争、失業、災害の不安や、青少年の不良化、犯罪等、もろもろの資本主義社会の悪徳がでてきている。

自民党池田内閣は、年率九%の成長率にもとづく所得倍増計画を作っているが、これは過去の保守党政権の政策によってもたらされた矛盾や欠陥を少しも反省することなく、かえってそれを拡大するという危険性のあるものである。その欠陥はつぎのようなものである。

イ 自民党的な長期計画は、経済成長率さえ高めていけば、雇用はおのずから拡大され、低所得階層の所得格差もおのずから解消される。という成長理論にもとづいている。だが過去の実績でも明らかなように、神武景気以来の経済成長の結果、かえって日本経済の格差は拡大されたのである。しかも今後は、貿易自由化等とあいまって、格差がひろがるというおそれが一そう大きいのである。

ロ 自民党的な長期計画は、現在の生産関係を改革することをまったく考慮していない。もちろん自民党に資本主義そのものの変革を期待することはできないけれども、しかしそれでも、無駄な過剰投資の規制、低所得階層の所得ひき上げのための諸制度の改革等を行なうべき余地はあるはずである。ところが自民党的な長期計画はこうした制度改革をまったく無視し、一方では独占資本の無計画な設備投資競争を放任し、他方では国民大衆の所得向上による有効需要拡大政策を軽視している。そ

のため、生産過剰の傾向がつよく促進され、資本主義の景気循環の法則とあいまつて、周期的に景気後退におちいることとならざるをえない。

ハ 自民党的な長期計画は、アメリカとのあいだの軍事同盟政策にもとづいて、今後もソ連や中国と対立してゆくという外交方針を前提としている。また、新安保条約にもとづき、今後も防衛力増強計画を一そく促進してゆくといふことを前提としている。このため、一方では日本は大きな可能性をもった東西貿易からしめ出され、国際収支の拡大均衡がさまたげられるとともに、他方では非生産的な防衛費に年々数千億円の資金を浪費せざるをえないことになる。これは、日本経済の規模の拡大をさまたげる二つの大きな要因である。

カくて、自民党的な長期計画は、その実現のための具体的方法のかけた計画であり、その意味でまったく絵にかいた餅である。自民党政権は、過去にも何回か長期計画を立てたことがあったが、それがつねにはじめの一、二年で破綻したということは、根本的には以上のようなところに原因があつたのである。民主社会党も、八ヵ年で所得を倍増するという長期計画を発表したが、これはまったく未成たるものにすぎない。

自民党的な長期計画を焼き直したものに、「全国民の中産階級化」というコロモをからませたものにすぎない。これらに對し、ここに提案する日本社会党的「長期政治経済計画」は、日本の政治、經濟、社会、文化に関連する諸政策を一步一歩転かんし、改革して、平和と繁栄の日本をつくり出すことを目標としている。

日本社会党は、きたるべき総選挙において、社会党を中心とする「護憲、民主、中立の政府」を樹立することを目指している。こ

の政府は、昭和三十六年を初年度とするところの四ヵ年にわたる長期政治経済計画を実施する。そして、計画最終年度の昭和三十九年度には、護憲、民主、中立、生活向上という目標は、一定の安定度をもって日本の国民生活のなかに定着するにいたるであろう。この成果のうえにたって、日本社会党は、一そろ広般な国民の支持を得てし、そしてさらにつぎの社会主義をめざす目標へ接近してゆくであろう。

一 情勢の展望

1 新らしい国際情勢

(1) 現在、全人類の直面している最大の課題は、戦争か平和かの問題である。

一九六〇年五月の東西首脳会談は、アメリカがソ連領空へとばせた黒いジェット機事件をきっかけに決裂するにいたった。しかし、依然として、平和共存への方向は今日の世界の大勢である。

なぜならば人類みな殺しの世界戦争を許さない世論が、世界の各国民の共通の願いとなっているからであり、また各国の経済において軍事費の負担がたえがたいほど重荷となっているからである。

アメリカにおいては、十一月の大統領選挙をめぐって、対共産圏政策の転かんの気運が動きつつある。ソ連においても、すでに首脳会談の決裂後に、フルシチヨフ首相は再び軍備全廃をめざす提案を発表し、そのなかで、第一段階においてミサイル兵器と海外軍事基地を相互に廃棄することをよびかけている。近い将来に、米ソをふくむ東西首脳会談が再開されるであろうことは不可避の情勢である。

(2) かくて、東西両陣営の競争の本来の舞台は経済発展の舞台にうつりつた。

ソ連、中国をはじめとする社会主義諸国は、異常な成長率で経済建設をすすめつゝあり、それぞれ近い将来に資本主義諸国に追いつき追いこすこと目標としている。ソ連はアメリカを、中国はイギリスを、東ドイツは西ドイツを、北鮮は日本を追いこすことを目標としている。これらの社会主義

義体制諸国の工業生産額の総計は、数年のうちに全世界の工業生産額の二分の一に達しようとしている。

(3) また今日、アジア、アフリカ、中南米地域の諸民族は、あいついで政治的な独立を獲得し、ひきつづいて経済の発展によって低開発国の地位を脱却しようとしている。これらの低開発諸国の最大のなやみは、その経済開発に必要な資金をみずからの方によつて調達できないところにある。

ここから、低開発諸国に対する東西両陣営からの援助競争が行なわれている。低開発諸国の多くは、世界政治の舞台における中立勢力を結成して、東西両陣営の経済援助をうけながら、世界政治に競争的共存の大勢を実現させるための有力な要因となつてゐる。

(4) 資本主義諸国の経済は、現在のところなお好況と繁栄をおう歌している。しかし、株価の停滞、失業者の増大等、景気後退をしない景気循環の法則が作用している。一九六一年には、景気の後退がおとずれるとみられている。すでにアメリカにおいては、資本主義である以上まぬがれることのでき

予告する兆候があらわれている。

きたるべき景気後退がどの程度の深さにまで発展するかは今後の問題である。しかし明らかなことは、景気後退を脱出するための方法として東西貿易の拡大、低開発諸国への開発促進、資本主義諸国においては、世界の政治、経済において、共産圏諸国および中立的なアジア、アフリカ諸国の中立が強まらざるをえないことである。

(5) 世界の政局は、今後急速に増大の一途をたどるであろう。そして、こうした情勢に適応するための欧米諸国との政策の転かんも不可避である。

今後の世界政治の最大の焦点は中國の国連加盟、米中間の外交関係の回復である。このことは、日米安保条約をはじめとする、現在のアメリカの極東戦略全体を根本的に転かんさせる力をもつてゐる。現在この方向へむかって世界情勢の地すべり

は動きつつある。今後数年にしてそれは現実の姿となつてあらわれるであろう。

国内情勢

(1) 新安保体制の推進による矛盾

以上のような世界情勢の大勢に逆行して、岸内閣は日米軍事同盟の新安保条約を締結した。これをひきついだ池田内閣は、日本独占資本のもつとも正統的な代弁者として、またアメリカの極東政策へのもつとも忠実な下請け協力者として、新安保体制を推進しようとしている。

しかし池田内閣は、現在のところいわゆる低姿勢のゼスチュアをしめしている。これは、一面ではきたるべき総選挙で国民の支持をひきつけようとの戦術であると同時に、他面では安保闘争でしめされた国民の力に対しても譲歩の姿をとらざるをえないことを物語っている。したがつて、この国民の力を背景として、わが党の政策による対決を強化してゆくならば、池田内閣からさらには数歩の譲歩をかちることは不可能ではない。また自民党内の対立を促進し、わが党の護憲、民主、中立の政策のいくつかに同調する保守党分派を出現させることも不可能ではない。

だが、日本独占資本および自民党の主流勢力のプログラムは、かつて吉田内閣、鳩山内閣、岸内閣などが実現しようとして実現しえなかつた懸案の課題、すなわち憲法改悪を頂点とする反動支配の体制を実現させることである。彼らの政策はつぎのようなものであり、つぎのような矛盾をはらんでいる。

(一) 軍事、外交面

新安保体制推進のための第二次防衛力増強五ヵ年計画により、軍事費の国民経済への圧迫は強化され、昭和四十年には自衛隊の経費は三千億円に達する。自衛隊のミサイル装備はすすみ、核武装の危険が強まる。日米安保委員会で軍事協力の体制がすすめられ、韓国、台湾をふくむ北西太平洋軍事同盟体制が促進される。

日本は今後さらに十一年間アメリカ軍

の駐留をうけ、日本を基地とする米軍の原子戦略が強化される。台湾海峡、朝鮮半島等に紛争が発生した場合、在日米軍が極東戦略によって作戦行動をおこすときは、日本は自動的に核兵器攻撃の吸収基地につかわれる。

(二) 政治面

平和、民主、独立、生活向上と社会主義をもとめる大衆運動を抑圧する体制が強化される。そして自民党は秘密保護法、警職法、小選挙区制等の制定、労働三法、教育基本法の改悪、地方自治制度の改悪等を通じて、最終的には憲法を改悪しようとする懸案のプログラムをすすめようとするであろう。これは、日本の民主主義と議会政治を根底からくつがえす危険性をもつていて。

自民党的多数独裁を永久化するため、金による選挙の買収がいよいよ野放図となる。金権と汚職の政治がはびこり、議会政治に対する国民の不信は拡大される力団が培養される。

自民党的多数独裁を永久化するため、金による選挙の買収がいよいよ野放図となる。金権と汚職の政治がはびこり、議会政治に対する国民の不信は拡大されるであろう。

(三) 経済面

対外的には、独占資本の海外市場開拓のために、貿易、為替、資本取引の自由化がおしすすめられ、対内的には独占資本の支配の確立のためのカルテル化がおしすすめられる。そしてアメリカへの資本、技術、市場を通ずる依存関係は強化される。

中小企業者は、自由化の大波によつて倒産の淵になげこまれ、農民は外国農作物の津波にあらい流れ、中小農家は農業の外へきり捨てられる。

これらの商工業、農業を追われた大衆は、どこに仕事と所得を与えられるといふ保障がない。こうしたぼう大な失業と失業の状態の産業予備軍を背景として、独占資本の労働者階級に対する合理化切りの攻勢が仕かけられる。

労働強化、低賃金、低所得という基盤

のうえに、巨大独占体の超過利潤が蓄積される。そして、日本經濟の宿命的ガンである二重構造はますます拡大され、社会の不安は深刻となるであろう。

(四) 教育文化面

安保体制を固定化し、再軍備と独占資本擁護の手段に教育を利用しようとする保守党政権は形式的には民主主義の看板をかかげても、本質的には反民主的であり、反動的である。

この数年来、保守党政権は、権力による教育支配により、「平和」と「民主主義」を柱とする国民教育の正しい発展を阻止するプログラムを、計画的に押し進めて来た。教師の政治的自由の制限と、勤務評定制度の強行実施による教師管理を通じての教師に対する権力支配、教育委員の公選制の廃止と任命制による教育行政の官僚化、官製道德教育の強調によって、下からの民主教育の前進の阻止、社会教育の官製化によって自由な学習と自由な文化活動の抑制、さらに池田政府は教育基本法の改正を意図し、国民教育の基本原則を真っ向うから否定しようとするとしている。

かくして、都市のスラム街には早熟、粗暴、卑屈等の反社会的な青年が生まれ、富める家の子弟は、放縱とたいはいに走り、勤労の喜びを知らず、貧しい家の子弟は前途に希望がなく、重労働のみを知るという現象が一般的になりつつある。さらに健康な人間教育の理想から就職と進学のための教育へ、貧富の格差は教育の機会均等をうち壊し、教育全体が営利主義の産業社会に奉仕し、従属するものになりつつある。

このように、学校教育のみならず、社会教育をふくむ教育、文化の全領域にわたり、戦後の民主教育の進展は阻害され、このまま推移するならば、戦後芽ばえた人間尊重の精神にささえられた国民教育は、とうてい実を結ぶことはできぬであろう。

国民生活の不安と停滞

新安保体制は、すなわち独占資本の勤労階級に対する独裁体制を強化し、搾取と収奪を一そく強めるための体制にほかならない。

しかし同時に、独占資本はまたお互に激しい競争をおこなっている。投資競争、設備拡張競争、外資導入競争、販路拡大のための過当宣伝競争等、彼らは無限の競争にかり立てられている。このなかで、国民の勤労の結果たるぼう大な資金が無駄に浪費され、待合、バー、キャバレーなどの紅灯に色どられた見せかけの経済成長がおう歌される。しかしそのかけで、国民生活の不安と停滞は一そく深まる。

(一) 投資競争と社会の富の浪费
独占資本は、労働者、農民、漁民、中小商工業者等の労働者階層を搾取して儲けているばかりでなく、その他各種の方法によって資本蓄積をすすめている。

彼らは、財閥系銀行による預金吸收、生命保険、損害保険による長期資金の収集、証券市場を通ずる株式、社債の発行、投資信託の普及大衆化、等によって巨額の資本を調達している。

また、税制における租税特別措置、日銀を通ずる財閥銀行への追加信用の供与、郵便貯金、簡易保険等の国民の積立金を原資とする財政投融資等を通じて、国家の財政金融政策の手段を利用して巨額の資本を調達している。

さらに加えて独占資本は、世銀借款、外債募集、民間ベースの資本導入、技術導入等を通じて、主としてアメリカの資本を導入している。

これらを総計して、独占資本の設備投資は年間一兆二千億円をこえている。
以上 の方法で調達した資本をもって、独占資本はお互いに激しい投資競争をおこなっている。彼らはせり合って拡張投資、合理化投資をくり返している。だが、こうした設備投資競争の反面、多くの設備が慢性的な操業短縮で遊休している。同一産業の競合企業が併行して類似の設備を導入し、おののがフル稼働す

ることなく操業度をおとしている。フル稼働は好況期の例外的現象にすぎない。これは投資の無駄であり、過剰投資である。

その他、資本主義の腐敗現象の表現たる、過当広告、交際費、高級遊興飲食（ゴルフ、待合、バー、キャバレー）等に、数千億円の資金が湯水のように浪費されている。

浪費はそればかりではない。労働の意思と能力のある人材が失業していることによる労働力の浪費、科学技術者が十分な研究条件を与えられないことによる知識の浪費、再軍備によって消費される資金、資材、人材の浪費、国土が未開発に放置されていることによる資源、土地の浪費、等はかり知れない社会の富が無駄になっている。これはすべて、独占資本主義の矛盾によつてもたらされたものであり、安保体制はこれを激化するものである。

(二) 国民生活の不安と停滞

日本経済の戦後の高い成長率は、そのまま独占資本の強い搾取と資本蓄積の表現である。戦後労働運動の異例の発展にもかかわらず、日本の労働者の賃金水準はなお資本主義諸国の中でもある。

農民、中小商工業者らの自営業者は急速に分解しつつあり、しかも分解の結果としての、賃労働者の地位を得ることすら容易ではない。農村出身の労働者は、老後の生活の不安のためにいつまでも片足を農業から引き抜こうとしない。また停年退職の労働者は、老後の保障が与えられていないために再び小商人等の自営業者に還流してゆく。こうして、あまりの貧しさ、社会政策の不備、等のため、わが国の就業構造はいつまでも近代化せず、慢性的な失業、慢性的な貧困、慢性的な不安が重苦しむ停滞している。

いわゆる新中間層とよばれる技術労働者、管理事務的労働者等のホワイトカラーレンスは、上層の独占資本と、社会の下層に停滞する労働者階層の中間にくらい

し、その多くは資本の労働者支配の機構の末端にくみ入れられている。これら新中間層は、その生活様式に多種多様な耐久消費材をとり入れることによって、消費水準はたしかに高まっているが、所得慢性的な欲求不満につきまとわれている。

勤労諸階層のこのような生活状態の結果、わが国民の日常生活を支配する一般的ムードは、頽廃的享楽主義、利那主義、拝金主義であり、国民全体をリードする将来への建設的目標が欠除している。政治に対する無関心、民主主義の危機等は、こうした背景のもとに醸成されているのである。

かくて、国民の生活の不安と停滞は、国民の文化、思想、社会風俗等の全般にわたる不安と危機をうみ出しているのである。これこそ、資本主義の害悪にほかならない。

3 日本国民の当面する二つの道

かくて、日本国民は、いまや二つの道に直面している。

一つは、戦後十五年間にわたって、保守党政府によって指導されてきた道、すなはち日本軍事同盟のもとに、アメリカと結ぶ大企業の独占支配がかためられ、それに対し、広般な勤労大衆が経済成長により残され、貿易自由化の荒波のもとに所得格差がますます拡大される道である。池田内閣はこの道をすすもうとしている。

もう一つは、東西両陣営のいかなる国とも軍事同盟をむすばず、いかなる国とも友好互恵の関係をうち立てる平和、中立の道である。民主的な議会政治を確立し、すべての国民の意思を公正に政治に反映する民主主義の道である。独占の横暴を規制し、労働者、農民、漁民、中小企業者、低所得者の生活を安定向上させ、そして、ムダに浪費されている資金、資源、知識、労働力等のすべての生産力を計画的に活用し、急速に国民経済を成長させ、経済二重構造を根本的に解消せ

しめるところの繁栄の道である。日本社会党はこの道をすすもうとしている。

日本国民は、この二つの道のいずれを選ぶべきであるか、それによって日本の将来の運命は決せられる。

二、打開の道

打開の道は日米独占資本に奉仕し、ばく大な浪費（再軍備や公共投資のムダ）と不経済（二重投資・過剰投資）と非能率と汚職腐敗と富所得、生活水準の不均衡と多くの失業と貧困を激成しつつある保守政権下の政治経済体制を転換せしめて、より高い生産、より効率的な生産性と、国民みんなの雇用機会とより多くの平和的かつ健全なる消費を保障するところの政治経済体制（社会主義体制）を確立することにある。

すなわち、生産を飛躍的に高め完全雇用と全国民の平和、健全なるより多くの消費を保証することが社会主義の主目標である。

日本国憲法は日本の社会主義への途を保障している。日本国憲法を完全実施することによつて平和的民主的日本は社会主義へ移行する途が開かれているのである。これを妨げているもつとも大きな障害は安保体制である。かくて安保体制のもとで米国の対中ソ反共政策のため日本本の軍事体制は強化され、独禁法は改悪され、次々と国民の自由と権利を制限する反動立法が制定され、憲法はじゅうりんされて、日米独占資本の利益擁護を中心とする反平和的、非民主的政治経済体制が強化されるに至つたのである。その結果としてばく大な軍事的浪費と独占資本中心のゆがんだ好況と腐敗せる金権政治とが訪れた。最近のわが国経済の成長率の大きいことが保守党政治や安保体制の功績のように宣伝されているが、それは他面において多くの国民の生活安定を犠牲にしてもたらされたものであり、もし平和憲法が完全に実施され、安保体制から解放されていたらば、国民の生活安定を犠牲にすることなく、国民生活をいっそう向上させながら、より高い成長を実現し完全雇用を実施することが可能となつていてあろう。したがつて生産と雇用と消費をより以上高めるためには、なによりもまず、平和憲法の完全実施をめざしての努力をつみかね、国民の継

意に立って、安保条約を解消又は死文化して、日米安保体制の完全な解消を期せねばならない。

かくて国民の当面の課題は、平和憲法の完全実施を中心とするところの民主政権を樹立することである。この政権の中核となるものは日本社会党である。日本社会党は以上の課題を遂行するために、どうしても政権をとる必要がある。

平和憲法完全実施の政策の具体的な内容は別項のごとくである。この具体的な内容を通じてわれわれは保守党の政策との対決点争点を明らかにすることができる。平和憲法完全実施の政策は社会党中心の民主政権の政策であるが、保守政権下にあつては、これが保守政府に対する政策転換要求、闘争の目標となるものである。

1 平和と中立の達成

(1) 平和外交の路線

(1) アメリカとの軍事的結びつきを強め、中・ソと対立をことさら深めてきた保守政権の外交路線は、戦争に通ずる途であり、日本を破滅に導くものであるから、速やかに平和的中立外交路線に切りかえられねばならない。

とくに外交上の緊急課題は日米安保条約の解消と日中・日ソの平和条約の締結である。

その具体的な内容は次のとおりである。

(a) 在日米軍基地の維持を困難ならしめ、核兵器の持ち込みを阻止し、自衛隊の増強に反対し、安保条約ならびに行政協定のもたらす国民の権利に対する一切の拘束を取りのぞくことによって、安保条約を完全に空文化せしめる。

(b) 日米安保条約、行政協定、M S A 協定などの一切の軍事的取り決めを外交交渉を通して廢棄し、外國軍隊を撤退させ、軍事基地を撤去せしめる。同時に非核武装ならびに中立の宣言を行ないアジア太平洋地域の非核武装地帯の設置、集団的不侵略、平和保謐体制の確立を提案し、これを推進する。

(2)

国連における中国の代表権を支持し、
中国との国交を即時回復し、日中平和条

約を締結する。その過程において日台条
約を消滅させる。また、安保体制を打破
する社会党政権は千島列島の日本への帰
属を解決して平和条約を締結する。

(本) 沖縄、小笠原諸島の即時、日本復帰を

実現せしめる。

(3)
(1) 防衛庁を廃止し、自衛隊を改組し、新たに平和国土建設隊を設置する。平和国土建設隊には自衛隊のうち、希望者を編入せしめるほか、農村二・三男の希望者によつて組織され、高度の技術的訓練と優秀な土木機械を与え、国土開発事業を推進する。

中立の経済的基礎と平和経済の推進

(1) 重化学工業生産を支柱とする日本経済の発展は、アメリカ市場に依存し、中・ソ市場に制限を加える貿易では、市場問題で障壁につきあたる。軍需生産拡大の要因もこれと不可分の関係にある。

日本の中立は、両陣営双方に平和友好の関係を打ちたて、市場問題の障壁を開き、生産の拡大はその市場の拡大と結びついて、軍需生産を不要ならしめ、平和経済推進の経済的条件をつくりだす。

(2) アメリカに偏した市場構造のゆがみを是正するために、中国・ソ連など対共産圏貿易の制限を全面的に撤廃し、貿易の拡大をはかる。

(2) とくに、長期経済計画によつて自国の工業化を進めつつあるアジア諸国との間

に、アジア経済会議を開催し、相互に経済計画の歯車をかみ合わせ、全体の貿易拡大のため、国際協力と相互分業体制を確立し、多角的な貿易を推進する。

(本) アメリカならびにヨーロッパ諸国との間に、さらに一段と相互に必要とする平和的な貿易を維持し、発展せしめる。

2

民主主義の擁護

憲法で保障された、國民主権の確立と国民の基本的人権を擁護するため、反動化、ファシズム化を阻止し、民主主義諸制度を拡充する。

(1) 議会政治の確立と腐敗政治の一掃

(2) 議会政治を確立する。

議会制度や、自由な意見の表明による多数決という原則の尊重、さらに自由で民主的な方法による多数派の形成を保障するため、憲法は、言論、集会、出版、示威行動、結社等の自由を保障している。これらの国民の権利を正しく活用してゆけば、労働者階級層は憲法に定める民主的手続にしたがつて政権をつくることができる。ところが保守党は、独占資本の支配体制を維持するため、歴史の流れにさからつて、民主主義、議会政治を破壊しようとしている。憲法改悪を意図する保守党こそ議会政治を否定しようとしている。それは新安保の強行採決と国民のあいだに「ほうはい」として盛り上った議会主義、民主主義、憲法擁護の世論を考えれば自ら明らかであろう。

(1) 主権者たる国民の意志と議会および議会政治の機能を保障するため、国論の大きくわかる問題については、国会解散を慣行として確立する。

(2) 政権の授受は、自由に表明された国民の意志にしたがう。したがつて政権獲得後も反対党の存在を認め、金力、権力によってタライマワシを行なう保守党の一党独裁永久政には反対する。

(2) 選挙公営化と金の選挙を排撃する。

(1) 政・官・財界につながる腐敗政治の一行政の不正不当の防止と行政事務の改善をはかる。(行政管理庁の機構を活用する。)

(2) 公務員の職務に關係する金品の收受、饗應を厳重に禁止し、交際費を制

限し、宴会政治を一掃する。

(イ) 韓旋收賄罪の法制化、政治資金規正

法の改正、連座制を強化する選挙法の改

正を行う。

(二) 会計検査院、部内監査制度を強化す

る。大臣、地方自治体首長の兼業を禁止する。

行政制度の民主化と地方自治の拡充

中央地方の行政機構と制度を民主化す

る。

(イ) 各種委員会、審議会には、労働者、

農民、中小企業代表が参加できるよう

措置する。

(ロ) 行政機構を合理化、能率化し、上級

官僚の整理を行い第一線の公務員の待遇改善を行う。

(ハ) 中央地方の行政事務の再配分を行

う。

(ニ) 各種の外廓団体の整備を行う。

(ツ) 地方自治の拡充

(イ) 中央の干渉を排し、行財政運営面で

の地方自治体の自主性を強化する。

(ロ) 補助金を整備し、自主財源を充実

し、起債の自主性を回復する。

(ハ) 市町村の公営企業を活潑にし、産業

福祉行政の機能を強化する。

(二) 地方中小都市の育成のため町村合併

を再検討し、府県の権限の一部をこれに委譲する。百万都市の構想は地方自治体の実体を無視するもので賛成しがたい。

(ホ) 大都市の特別市制を推進する。

国民の基本的人権の擁護

(イ) 労働基本権の回復と政治的自由の確保

のため、反動的諸法令を改廃する。

イ 破防法、ストrike規制法などの廃止

ロ 国家、地方公務員法、地公労法、公企労法、教育公務員法（とくに政治活動禁止条項）を改正する。

ハ 憲法調査会、内閣調査室、公安調査

庁の廃止。

(ツ) 民衆保護の警察制度を確立する。

戦後、民主化の一貫として実施された自治体警察は、現在では、全く骨抜きに

され実質的には国家警察に一元化され、保守党政府ならびに財界の番犬的役割を

果す公安警察の婆に逆行している。したがって、現行制度を改めて、住民福祉に奉仕する民主警察の確立をはかる。

イ 国家公安局委員会の機能の民主化

ロ 自治体警察を人事権財政面において拡充する。

(ハ) 公安関係予算を削減し、民衆擁護のため施設、人員等の予算を拡大する

ニ 職権濫用に対する罰則を強化する。

ホ 警察官の教養を高め、待遇改善を行なう。

(4) 民主教育の推進

一 日本経済の三重構造に照応する国民の封建的意識構造を改造して、人間尊重の精神を基調とする国民の民主的意識の形成をはかり、新らしい国民文化を創造する。

1 国民主権の思想、平和思想、人権思想を強調する。

2 資本主義の生む利己主義、金もうけ主義、立身主義を克服する。競輪、競馬等のギャンブル（賭ばく行為）を禁止又は規制する。

3 労働を重視し、国民の社会精神をたかめる。

二 総合科学技術教育を重視し、労働と教育、科学と労働を融合せしめて、生産に直結する教育に直結する。

1 大学の科学技術教育を強化して、国

の技術革新の原動力とする。

2 国の経済計画に応じて、国の教育計画を樹立して就職難のない学校教育を行なう。

3 学びながら働く教育制度の実現を

期し、六三制に一貫した学校工場制度、実験研究機関の充実をはかる。

三 自由なる教育制度を実現し、学校の自

主制及社会教育の自律性を確立する。

1 教育の労働基本権を確立し、勤評制

度は撤廃する。

2 学校運営の民主化をはかり、大学の自治と高等学校以下の会議制運営を法

制化する。

3 私立学校の自主性を確立するとともに、その運営の近代化をはかり、経営と教育の分離をはかる。

4 公民館、団書館の充実をはかるとともに、その自主的運営を尊重する。四 能力に応じて教育をうける人権を確立する。

1 貧しき子弟のための育英制度の飛躍的強化をはかる。

2 高校入学は希望者全員収容できるよう増設する。

五 民主団体による憲法を守る社会教育運動を助長する。

1 各県に青年会館、婦人会館、文化劇場を国の補助によつて設置する。

2 各町村に公民館、団書館を設置する

3 経済の民主化と生活の保障

資本主義経済体制の諸矛盾を是正し、近代化することによって社会主義経済体制への地

ならしを行ふと同時に、国民の最低生活を保障することがその期間の主なる任務である。

そのため、経済の成長率は年平均一〇%を見込み、昭和三十九年の国民所得は一六兆六千億円、人口一人当たり一七万円、就業人口当たり三七万円に引上げ、四年間でおおむね五割の成長を可能と考える。しかしこの目標は、これをお進する強力なそして計画的な政策努力がなされなければ手放しで実現されるものではない。この平和経済の成長を妨げる内外の条件は率直にいって少くない。われわれはこれら等の危険と障害を正しく分析し、その対策を講ずることによつて、はじめて目標達成が可能になるものと考える。

(1) 平和的な貿易で拡大均衡

最近、強力に推進されつつある貿易為替の自由化は、日本の独占資本がアメリカ独占資本の圧力のもとに、新安保体制下の日本経済協力の要請に応えようとするものである。貿易為替の自由化はより一層日本經濟のアメリカ依存を深め、一方、国内については、体质改善の名のもとに資本の独

占、集中を促進し、苛酷な企業合理化によって労働者に首切り、労働強化、低賃金を強要しようとするものである。さらに大豆、砂糖、米麦、畜産物などの農産物、石炭、銅、鉛、亜鉛等の鉱産物の輸入自由化はわが国の第一次産業に致命的な打撃を与えるであろう。また雇用拡大、産業構造の高度化のために振興さるべき機械工業（とくに中小メーカー）は、発展の芽をつみとられてしまうであろう。そのほか農業、中小企業の全般にわたつて貿易自由化のもたらす悪影響にはばかりしけぬものがある。

かかる貿易為替の自由化計画に対しても、経済の計画化、共同化を対置し日ソ平和条約の締結による日ソ貿易の拡大、日中貿易の全面再開を支柱とする市場構造の是正をはかりつつ、平和的な貿易を通じて、拡大均衡の途をすすまなければならない。

イ 市場構造の是正

A 中国及びソ連市場に対する一切の貿易制限を撤廃して、全面的に貿易を促進する。とくに中国の経済建設計画ならびに、ソ連のシベリア開発計画と歯車をかみあわせ、長期貿易協定に基いて建設に必要なプラント類、重化学工業製品を中心とした輸出の拡大をはかる。（総輸出額の一八%約十二億ドル）輸入面では、大豆、石油、原料炭、鉄鉱石、工業塩、棉花をはじめとする鉱工業原料ならびに農産物の輸入について、できる限りアメリカ市場からの転換を推進する。中・ソからの輸入は、近距離によるフレート（海上運賃）の軽減をもたらし日本船の積取率を高め、またアメリカによる独占的な価格の支配から脱して、国際競争価格による有利な輸入を可能ならしめ、輸入原

料価格の低下、ひいては製品のコスト引下げという経済的効果に波及するであろう。好況に幻惑され中ソ貿易を過少評価することは誤りである。

B アジア・アフリカの未開発地域市場に対する貿易技術協力を主軸と

し、借款の供与、輸入の増大などを通じて、輸出の、拡大をはかる。（総輸出額の四〇%約二七億ドル）。經濟の建設と外貨不足、インフレに悩むこれら諸国に対する、長期的展望にたつて、単に機械設備などの輸出にとどまらず、技術面の協力が必要である。すなわち、技術サービスセンターを設置して技術員を常駐せしめ、あるいは技術者養成のための人事交流、養成機関の設置等を推進する、技術協力は工業部門に限らず、広く、農業、水産業、さらには医療、環境衛生面にも拡大し、これら諸国民の生活の改善、向上に貢献せしめるべきである。

C 右の地域に対する貿易の飛躍的拡大をはかるため、日本、中国、ソ連などにアジア、アフリカ等未開発地域相互間に多角的な貿易を発展せしめる。

これら広大な地域に生産される高度の工業製品、軽工業製品、農産物および原料資源を二国間貿易に委ねることは、不合理であり、各國の貿易の拡大を妨げ、全体として貿易の規模を縮少せしめている。長期的な計画のうえに、多国間に有無相通ずる貿易協定の網をはりめぐらすならば、外貨不足の悩みを解消し、貿易規模を拡大して、計画的な経済建設に貢献すること極めて大なるものがある。たとえば、(1)日本→(重化学、工業製品)→中国またはソ連→(工業製品、農産物)→アジア諸国→(工業原材料)→日本(2)アジア諸国→(工業原材料、農産物)→中国またはソ連→(工業原材料、農産物)

(3)日本→(工業製品)→アジア諸国、一国(農産物)→アジアの他の一国→(工業原材料、農産物)→日本等の三角貿易は可能であり、さらにこれを多角化せしめることができる。

D アメリカならびにヨーロッパ市場に對しては、労働集約的な工業製品を中心に輸出の拡大をはかる。（アメリカ

貿易は総輸出額の二〇%約一三億五千萬ドル、ヨーロッパ貿易は一二%で八億ドル）

電気製品、織維製品、木工製品、罐詰製品、雑貨類など従来、これら地域向け輸出商品の伸長をはかるとともに、さらに国産技術の積極的な開発によって、外貨取得率の高い新工業製品の輸出を実現し、輸出規模を拡大せしめる。

以上によつて、アメリカ依存の貿易、アメリカの対外軍事援助と結びついたアジア貿易（日・韓、日・台、日・南ベトナム、等）を是正し、平和的な、アジア全域と緊密に結びついた均衡ある貿易の発展をはかる。（総輸出額六七億ドル）

貿易の管理

A 食糧、基礎物資の輸入について、原則として国が管理し、輸入物資の思惑、投機を排除する。さらに輸出にあたって、補助金その他の特別の補助を必要とする物資についても、その輸出入は国が管理する。

B 外貨予算制度ならびに外国為替管理制度について、根本的な再検討を加え、政府の委任した民主的な委員会をしてその運用の任にあたらしめる。外貨予算計画ならびに外国為替管理は当然の生産計画ならびに財政計画と完全に一体をなすものでなければならぬ。

C 外國為替業務は国の管理する單一、専門の金融機関に統括する。

外国銀行の為替業務、ならびに外国

商社の貿易業務には厳重な制限措置を構ずる。

D 中小企業製品の輸出貿易の重要性に鑑み、中小企業に自主的な輸出協同組合を結成せしめ、海外に中小企業専門の貿易斡旋機関の設置、国内におけるデザイン・技術指導その他各種の輸出振興助成と相まって、その輸出の拡大を促進する。

(2) 重要産業の計画化と二重構造の解消

(一) 産業構造の目標

わが国の産業構造の特徴は、近代的な鉱工業部門とおくれた農林漁業部門との間に、また、独占的な大企業と中小企業、零細企業との間に、極めて大きな格差があるということであり、地域的にも、先進地域や大都市における産業及び人口の過度の集中と、後進地域や地方都市における停滞との格差は大きい。このようないくつかの産業構造の不均衡が、国民経済の正常な発展を阻んでいる。

しかも、外に対する貿易自由化の政策は、内に対しても必然的に独占の強化をもたらし、産業構造雇用構造上の格差をいっそう拡大させるものである。

こうした国民経済のゆがみを是正し、

長期的な総合計画の展望にそった計画的

な改善を加えつつ、高度に重化学工業化

していくための基盤を整備することは準備段階における社会党政権の任務であ

る。

このため、総合的な長期計画の展望のもとに、将来の日本の産業構造の目標を樹立し、この目標に向って、計画的に、基礎産業の育成と計画化、農林漁業部門、中小企業部門の整備と高度化、地域的不均衡の是正を進めていくことが、この段階における基本路線である。

(二) 重要産業の計画化

重要産業の本格的社会化は、社会主義政権の段階にいたって強力に進められるものであるが、しかし過渡的段階においても、国民生活の安定向上と合理的な経済成長の促進のために、重要産業は計画

的生産の軌道にのせられなければならぬ。なおこのためには、のちに述べるように資金の流通も計画化される。

電力では、九電力会社を一元化し、また政府の電源開発会社もこれに統合して、電力料金の不均衡を是正し、またこれをひき下げる。

石炭では、租鉱権を国が買上げて炭鉱地帯ごとに綜合開発をすすめることによって石炭コストを大はばに引下げる。また炭鉱での地元発電、地元ガス化をすすめ、周辺地域の工業開発と結合させる。

電力、石炭、石油、原子力などのエネルギー産業は、公共の利益に合致した利用を促進するよう、国が綜合計画をたてて需給を調整する。

鉄鋼では、現在の公開販売制度を存続させながらこれを国の規則のもとにおり、鋼材の販売と価格を国が管理する。農業用資材むけ、中小企業むけには鋼材価格を政治的にひき下げる。鉄鋼の対外輸出を中国むけにふくめて促進する。

化学肥料では、国が肥料農薬等の化学製品を製造するモデル工場を経営することにより、各メーカーの製品コストを正確に掌握し、これにもとづく適正価格によつて、内需用の肥料農業は全購連が一手に買取つて農民へ売渡す。この際国営検査を厳正にするとともに売渡し価格を現在よりも大はばに引下げる。

機械工業には積極的な助成策を強化し、國の事業、國の融資をうける事業等には国産機械を使用することを義務づける。

電子工業、石油化学工業等の新産業について、企業間の競争を排して新投資を計画化する。こうして、国民経済の大発展のための基幹となる重要産業の計画化を促進し、二重投資、過剰投資を防止して産業の公共性と経済効率を高める。また労働者の経営への発言を強め、民主的な経営参加をすすめる。これと同時に、公共企業体の経営の徹底的な民主

化と設備の近代化もすすめる。

(三) 二重構造の解消

イ 農林漁業の近代化、共同化

貿易自由化をおこなわず、外国農産物の輸入を規制しつつ日本農業の近代化と体質改善をすすめる。

小農きりすでに反対し、農業基本法を制定し農業発展長期計画を立てて、

国の責任において大規模な国土開発と土地改良を行い、農用地を国土の一七

%から三〇%まで拡大する。また、農業生産組合法と農業経営近代化促進法

によつて一郡市に一単位の農業サービスセンター、一都道府県に一単位の農業機械ステーションを設け、経営の機械化、共同化を促進し、経営規模を大型化し、小農きりすてによらずして過

小農を解消する。肥料、農薬、飼料、農機具等の農業用資材の価格は大はばにひき下げる。

米とならんで、畜産酪農、果樹を日本農業の三大支柱とし、価格支持制度を確立するとともに流通機構を合理化する。農業生産と消費のあいだの農産加工を農民の組織によって振興し、こ

こに農村労働力を大きく吸収するとともに、国民の食生活構造を大きく高度化し、牛乳、食肉、卵、果実等の摂取を飛躍的に西欧諸国との水準にまで高める。

林業については、森林開発公団等によつて未開発林の開発を促進するとともに、造林補助金、特別に長期低利の造林融資、精英樹の種苗の助成等によつて、人工造林を強化する。

官行造林、分取造林等方式を拡大することにより、山林の粗放な利用を一掃する。ことに国有林の経営を民主化することにより、公有林、民有林への援助を強め、治山治水と木材資源培養を計画的にすすめる。

漁業については、国際間に平等互恵の漁業協定を締結するとともに、沿岸、沖合の漁業共同化を推進して過剰

操業を抑制する。また、大資本の沿岸漁業荒らしを規制する。

沿岸増殖事業を全額国費で拡大する

とともに、海面養殖を研究推進する。魚価安定法の制定、主要漁港へ大冷蔵施設の設置、漁協の魚価調整機能の強化等によつて大漁貧乏を一そうする。

ロ 中小企業の近代化、協同化

適正なる産業配置の実現の第一歩として、大企業による不当独占を規制し、中小企業の産業分野を確保する。

中小企業に対しては、従来の保護政策を積極的な振興政策に転換せしめ、協同化、近代化を促進せしめる。同時に中小企業における階層の分化を是正するため、とくに小零細企業の組織化とその経営の安定と発展に重点をおく。このため

- (1) 市中銀行の集中、選別融資を規制して、一定割合を中小企業に確保し、政府関係中小企業専門金融機関に対する財政投資を大巾に増額して、貸出資金の増大、金利の引下げをはかる、とくに協同化のための金融を活潑に行う。
- (2) 中小企業に対する税制の簡素化、徴税の民主化をはかり、一方、中小法人ならびに個人企業に対する事業税を撤廃し、また設備の近代化を促進するため特別耐用年数を設定し、耐用年数を短縮する。
- (3) 流通機構を整備し、中間搾取を極力排除するとともに、末端の一般小売商を協同化を通じて、近代経営に改善せしめ、一方百貨店、スーパー、マーケットなど大資本による不当な営業ならびに取引を規制して、一般小売商業の安定と発展を確保する。
- (4) 中小企業の体質を改善するため、経営ならびに技術の診断指導機関を整備、拡充し、全国主要都市に中小企业センターを設置して、大量の診断、指導員を配置する。

四 地域的不均衡の是正

イ 工業の再配置（企業課税の地域差と立地条件の整備）と国土從貫道路の完成

既存鉱工業地域との較差を是正するため、工業原材料、エネルギー、輸送、工業用水および労働力などを立体的に結びつけて、それぞれの地域に適応した工業の適正配置計画を策定する。

この計画にもとづき、低開発地域のうち鉱工業的発展を適當とする地域を鉱工業開発地域として指定し、鉱工業立地条件整備計画を樹立し、推進する。

また、工業の密集地帯のうち工業用水、輸送、電力など、産業基盤の地域的あい路を露呈している地域を、工業制限地域として制限業種を指定する。また鉱工業開発地域と工業制限地域の間に企業課税の地域差を設ける。工業再配置計画の基幹となる国土從貫道路を完成し、(四ヶ年で東京—小牧間)次の計画で青森—鹿児島間を完成)その支線となる道路の新設、改修を進めること。

ロ 後進地域の開発促進

工業適正配置を中心とする国土総合開発政策と併行して、とくに後進地域の開発を促進するため後進地域の総合開発計画を樹立し、地域的な生活、産業、文化水準の格差を是正する。

このため地方自治体に対する助成措置を講ずるほか、後進地域開発特別会計ならびに後進地域開発金庫を設置する。

ハ 過大都市の抑制と中小都市の育成

大都市における政治行政機関、経済金融機関、教育文化機関等の無計画な過度の集中による市街地人口のいたずらなる膨張は、交通条件の悪化、住宅、土地の不足をきたし、公共施設、衛生施設の不備、水資源の涸渇、空地の欠陥等と相まって、生活環境を極度に悪化せしめ、放置できない状況にある。

これが対策として

1 都市計画を再検討し、近郊都市、衛生都市の整備を急速に行い人口の分散をはかる。

2 産業配置公団を設置し、工業の再配置による生産機関の地方分散をなすとともに、後進地の開発を進める。

3 一部官庁、教育、文化機関、學術研究機関等の地方分散を行う。

4 地方の中小都市を育成し、都市的施設を整備し、生活環境を高める。

保健所、公立綜合病院、高等学校、図書館、公民館、美術館、博物館、体育館、総合運動場、上水道、下水道、し尿処理施設、じんあい処理施設、ガス、老人ホーム、母子ホーム、保育所、託児所、公設の市場、質屋、浴場等を必営させ、国が助成を行う。

二 平和国土建設隊による資源の調査、交通網の完備と災害防止

国土の保全と資源の計画的開発を行うため、土地、水、地下資源等の国土の基礎調査を完成し、治山治水、農業開発、道路港湾の建設ならびに水資源利用計画等を計画的に推進する。また国道を短時日に整備する。

このため、自衛隊を平和国土建設隊に改編し、技術指導を行い、国土総合開発計画にもとづいて国土の実測調査、気象観測ならびに建設事業等に従事せしめ、災害から国土を守るとともに、総合開発を促進する。

科学技術の振興

経済計画との密接な関連のもとに科学技術の積極的な振興をはかり、資源の総合利用につとめる。とくに新技术、新産業の急速な開発、均衡のとれた日本の平和産業生産体制を確立し、たえまなく生産力を発展させて、外国の技術依存から脱却せしめる。自然科学研究費は、一九五五年現在で、日本四〇〇億円、西独一、〇〇〇〇億円、英國三、三〇〇億円、ソ連二、二〇〇

○億円、米国、一四、〇〇〇億円という状態であるが、これをせめて西独の水準までひき上げる。これにより、つぎのような措置をとる。

(一) 科学技術庁のもとに国の各種機関を統合して、総合的研究体制を確立する。

国の科学技術研究機関に対しては、豊富な研究費と研究員の身分制度を確立するなど、待遇改善を行ない研究成果に対する報償制度を拡充する。

科学技術庁の各研究所は主として応用科学の研究に当り、基礎研究は主として文部省関係の研究で行なわしめる。

(二) 科学技術教育を振興し、とくに理論物

理学、基礎科学応用化学教育を充実する。さらに科学技術教育機関を大幅に増設し、大量の科学技術者の養成をはかる。

(三) 発明開発公団をもうけ、民間の発明創意の開拓、特許権の買取り、その利用の促進等を行う。

(四) 技術革新に即応した労働者の技能向上をはかるため、とくに職業教育機関を拡充し、労働者に高度の技術的訓練を行なう。

(五) 民間研究機関を強化するため、研究投資に対する税制上の特別減免措置を講ずるなど、積極的助成を行い、さらにその再編成を推進する。また、発明、発見に対する報償制度を拡充し、特許行政の強化をはかる。

また、合成化学工業などの諸部門における新しい技術の育成をはかり、工業化への助成、技術の買上げ、公開など積極的に工業化を推進する。また国の事業には国産機械の使用を義務づける。

(六) 世界の科学技術情報を蒐集し、国内技術の発展に資するため、科学技術情報機関、技術文献情報センターを設置し、海外の必要な各地に科学技術駐在員を常駐せしめる。

健康で文化的な国民生活の実現

戦後の急速な経済成長のかげに、一千万人の低所得層の問題は解決されないのみ

か、賃金格差はますます拡大されて来ている。

憲法で保障された「健康で文化的な国民生活を享受する」ため、この四ヵ年計画の期間に少くとも現在のポーダーライン層（一世帯一人で一万五千円以下）を四倍に引上げ、一世帯当たり六万円まで引上げる。

それには平和経済建設のための諸計画を前提とした社会保障制度の全国的な躍進が必要である。またそれにより、低所得階層の生活水準は急速にひき上げられ、国内市場は拡大し、それが経済成長を促進する役割をはたす。

(一) 全国一律の最低賃金法、家内労働法の制定と労働時間の短縮

(イ) 最低賃金は初年度十八歳一万円とし、最終年度は一万五千円まで引上げる。

中小企業における賃金の支払い能力は、原料、税制、金融の諸対策を講ずることによって可能であり、又最低賃金の支払いがテコになって、企業の協同化、近代化が促進される。

(ロ) 労働時間を短縮し、労働意欲の向上と雇用の拡大——とくに臨時工、社外工

の本工へのくり入れ——に資する。四年目に四十時間労働制となる。

(二) 離職者対策の拡充

イ 現行の諸制度を拡充する。

(イ) 失業対策事業の拡大と失業賃金の五割ひき上げ。

(ロ) 失業保険の給付期間の延長と適用範囲を五人未満まで拡大する。

(ハ) 職業安定所、職業補導所の拡充

(ロ) 雇用促進事業団の設立

石炭産業、駐留軍労務者を中心にして、離職者が予想されるので、離職者を雇用して事業を行い生活を保障しつ必要な訓練を行って、適当な時期に民間等の事業場へ技能労働者として再就職させる。

医療保障の拡充

最終年度には全国民の医療費は無料に

する。

イ 健康保険の適用範囲を五人未満事業

所まで拡大する。最終年度には、政府

管掌と組合管掌を統合し、家族もふく

めて十割給付とする。

ロ 国民健康保険の医療給付は初年度七

割より最終年次十割まで引上げる。

ハ 結核、けい肺、精神病患者その他

の重身体障害者に対する医療費は全

額国庫負担とする。

二 無医村の解消と医療品、医療機械の

低れん化

イ 国民年金の拡充

(イ) 無拠出年金を拡大し、支給条件の

緩和と支給額を引上げる。

三十六年度 (月額、単位円)

三十九年度 (最終年度)

老令年金

六〇才以上

六五才

七〇才

二、三級

四、五級

三、四級

二、三級

一、二級

二、三級

母子年金

二、三級

イ 生活保護

扶助基準を最低賃金法による最低賃金に見合って引上げる。

ロ、老人ホーム、母子施設、授産所等の福祉施設を拡充するため、国および地方自治体の福祉行政推進のための財源を確保する。

(六) 住宅と生活環境の改善

イ、住宅

(イ) 四ヵ年間に四〇〇万戸を建設し、

一世帯一住宅を実現する。

(ロ) 勤労者向アパートを中心とした公

営住宅、低所得者のための低家賃住

宅を大量に建設する。農村住宅の改

善をはかる。

(ハ) 宅地法を制定して、投機を規制し、宅地価格をひき下げる。

ロ、生活環境の改善

上下水道、ガス、し尿処理及びじん

かい処理施設、公園緑地、公民館、体

育館、図書館、消防施設等を拡充し、

生活環境を改善するための都市計画を

推進する。そのため必要な資金を国お

よび地方で確保する。

シ、独占諸物価及び料金の規制と価格の安

定

獨占物価、生活必需物価、料金につき

公的規制の措置を講ずる。中央に審議会

を設け、それぞれの業態別に適正価格政

策を推進する。公共料金については、國

会の議決を要するような法的措置を講ずる。

(七) 平和財政と賃金の計画化

イ、財政

A 軍事費の全廃

昭和三十五年度一般会計予算における

軍事費は約一、五〇〇億円であり、

今後新安保条約にもとづくロッキード

国産化等の防衛力増強のため、四十年

度の防衛費は三、〇〇〇億円に倍増さ

れる予定である。しかもこのロッキード

はミサイル時代にまったく役にたた

ないものである。それこそ最大の財政

資金の浪費である。

自衛隊を年次計画をもって縮減改編し、平和国土建設隊へ転かんする。こ

の転かんを四ヵ年をもって完了し、防

衛関係費を全廃する。

B 予算執行と行政の無駄の一掃と効率化

現在の行政管理庁、会計検査院等の

機構を強化拡充して、国会に責任を負うところの独立性と強い権限をもつた行政監察機構を設置する。

公団、公社等の濫設を防止し、高級官僚のポスト確保の手段たらしめない。国土開発関係の公団については、その業務を国土開発省のもとに統合して一元化する。国鉄、電々、専売等の公社については、その運営と経理については、学識経験者、労働組合等の発言力をも効果的に反映させて、合理化と民主化をすすめる。

現在の逆ピラミッド型の行政機構を改善し、過剰な高級官僚を整理するとともに、実際に行政事務を担当している臨時職員、非常勤職員等を定員にくみ入れ、その待遇を改善するとともに勤労意欲を向上させる。

行政機関の周辺に寄生している各種外郭団体を整理するとともに、陳情政治を一掃し、補助金、助成金等の使用を合理化する。とくに、中央、地方をあわせて四千億円をこえる公共事業費については、入札、事業費の使用等を合理化するとともに、平和国土建設隊等の運用等によって、放慢な出費をひきしめ、同じ資金で事業の達成効率を大はばに引上げる。

C 税制及び税務行政の合理化

労働者、農漁民、中小商工業者等の勤労大衆へは、直接税と間接税、国税と地方税の均衡等を考慮しつつ租税負担を大幅にひき下げる。また税外負担を解消する。所得税の課税最低限は、三六年度四〇万円、三九年度六〇万円とする。

他面、大資本むけの租税特別措置の改廃、高額所得層への累進税率強化、ゴルフ税、過当広告税の創設、交際費税の強化による非生産的民間資金の吸収、富裕税の創設等で、租税収入の大はば増大をはかる。そしてこれを国民生活向上および生産力発展のための財政資金に転化していく。

C 資金計画委員会の設置

また税務行政を民主的に改革し、租税の公平の原則にもとづき、高額所得者には所得捕捉率を強化する。これにより大口脱税、大口滞納等を徹底的に一掃して税収を確保する。

D 予算編成権の改革

国民经济の計画的運営をたもつため、経済企画省を設置し、資金計画委員会の資金計画と見あつて、予算編成権をここに移管する。

A 財政投融資の改革

国民の零細な積立資金をおもな原資とする財政投融資の資産分配を国土保全、農林漁業、中小企業の振興、住宅建設、国民福祉施設の整備等の方面へ重点をうつす。またその金利水準を引下げるため、一般会計資金の出資額を増加するとともに、融資対象ごとに政策金利を設定する。

基幹産業むけの資金についても、二重投資、過剰投資をさけつつ重点的に資金供給を確保する。

政府資金の供給をうける産業、企業については、その経営の基本方針について政府の規制をうけることとする。

B 日銀の運営

日本銀行の中立性を堅持する。日銀政策委員会を真に日本経済の各界を代表する学識者、労働者をもって構成する。

発券制度としては、金及び金にかわりうべき外貨を日銀に集中してこれを基礎として発券し、これに加うるに保證発行をみとめる。保証発行の最高限度、保証物件、物件ごとの保証充当限度は、通貨発行審議会の議をへて大臣が決定する。

公定歩合の決定、変更、公開市場操作、準備率の変更等は、日銀政策委員会の自主的決定による。政策委員会は、公定歩合を中心として、わが国の金利水準全般をひき下げる。

資金計画委員会を行政委員会として
内閣に設置する。

民間金融機関を、長期金融専門機関
(長銀、興銀、不動産銀、信託銀行、
生保、損保)と短期金融専門機関(普
通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組
合)とに機能と分野を分離し、その資
金流通は資金計画委員会のたてる資金
計画にしたがわせる。

資金計画委員会は、国の長期経済計
画にもとづき、財政投融资と民間資
金との総合的見地にたって、長期資金の
産業別投融資順位、これにもとづく公
債、社債、株式等の発行限度、農林漁
業金融中小企業金融、地方債引受など
の特殊資金と一般産業資金との配分調
整計画等をさだめる。また一企業に対
する一定金額以上の融資についての許
可を行なう。証券市場を民主化し、株
価の過当投機を抑制するとともに、株
式に關する諸権利は保障する。

以上により、政府、民間を通ずる総資
金の流通を計画化し、二重投資、過剰投
資を防止し、国民経済全体としての資本
効率と経済成長率を高める。そしてこの
なかで産業構造のゆがみ、格差を根本的
に是正する。

4 平和経済計画国民会議（仮称）の設置

独占資本擁護の保守党の政策に對して、國
民大衆の安全と幸福を確保するためには、保
守勢力の攻撃に對して、單に抗議、批判、反
対するだけでなく、安保斗争を契機に高まっ
て来た民主勢力を結集し、國民自らの力で、
保守党的政策を転換させ憲法を守る平和と中
立の政府の実現のために邁進せねばならな
い。

それにはその政府が実行する政策を政治、
外交、経済、文化教育の各般にわたって國民
自身の手で作ることが重点である。

この會議は、社会党が政策の研究、立案の
中心とはなるけれども、これに廣く各階層の
専門家の意見を結集し、検討を加え政策の完
成と國民の中にしんとうさせることを目的と

するものである。

(1) 構成

(+) 参加団体又は個人の範囲

イ、社会党的政策担当者
ロ、労組各单産政策担当者

ハ、農業団体、農民団体
ニ、中小企業団体

ホ、青年婦人団体
ヘ、文化団体

ト、学識経験者

(2) 運営

イ 常任幹事、若干名と事務局を設け
る。

ロ 定期的に研究發表会を中央、地方に
おいて行う。

ハ 地方には、中央に準じて、國民會議
の地方組織を設ける。

(3) 研究の範囲

イ 内外情勢の分析

ロ 「政治外交」「経済」「教育、文
化」「科学技術」「財政」等々

ハ 平和経済プランの検討
ニ その他

それぞれ必要に応じて分科会を作り、検
討する。

なお、地方組織においては、地方自治体
綱領を中心として中央に準じて研究を行
う。

三 計画目標

この計画は、社会党中央の「護憲、民主、中
立の政府」の樹立の年を昭和三十五年と想定
し、昭和三十六年より三十九年までの四ヶ年に
わたって実施されるものとする。

この計画においては、わが國の生産力を最大
限かつ効率的に發揮させることによつて、年間
平均一〇%の成長率を維持する。ただし、初年
度は、なお保守党時代にとられた政策の処理問
題がのこされているので、成長率は八%にとどま
るが、二、三、四年目には一〇%の成長率を実
現できる。

このような高い成長率を実現できるのは次の
ような理由にもとづくものである。
イ、政府と民間をふくめて、設備投資が資金計

画委員会によつて計画化され、無駄な過剰投資が防止される。また予算面では、防衛費が節約され、公共事業費も使用の合理化が行われ、予算が眞に生産的な予算となる。こうして、経済成長の原動力である投資の効果が全体として大はばにひき上げられる。

口、生産性の向上とともに労働時間の短縮が行われ、雇用が拡大され、働く意志と能力のある労働力、知識はすべて生産的な仕事の場を与えられる。このため、勤労大衆意欲は自發的にたかまり、より豊かな社会をつくるという共通の目標にむかって全国民の情熱が統合される。

八、最低賃金制の確立、社会保障制度の拡充等によつて、所得格差が解消され、発展する生産力にともなつて健全な有効需要も拡大される。このため、生産、流通、消費という経済循環のバランスがとれたかたちで国民経済ができることができる。

二、平和と中立の外交政策によつて、世界のすべての国との平等互恵の経済交流ができることとなり、日本の貿易は、対アメリカ、対中ソ、対アジア・アフリカという三つの主な市場に立脚して発展してゆく。そして国際収支は輸出入が均衡しつつ急速に拡大してゆく。

ホ、民主的計画的な産業構造政策により、鉱工業と農林漁業、大企業と中小、零細企業、都市と農山漁村というような各種の断層がうずめられて、日本経済構造となる。そのため、経済成長の効果は国民経済の各部門へ均質に波及し、それがまた反作用して成長をさらに促進するという結果をもたらす。

	三四年度	三九年度
総 人 口(千人)	九、九四四	七、四三三
一五才以上人口(%)	五、八六六	七、〇一一
就 業 人 口(%)	四、三三〇	四、四〇
有 業 率(%)	七、四	七、〇
國 民 総 生 産(億円)	一三、〇四一	一〇、〇四四
國 民 所 得(%)	一〇、〇四	一〇、八
一人当り所得(万円)	三、八	二、七
就業者一人当り所得	元、三	一、七
一人当り生産性	毛、〇	毛、七

1 経済規模

(1) 生産所得
國民所得を生産面についてみると、三三一年度に比較して、第一次産業は七千二百億円、第二次は三兆九千二百億円、第三次は二兆四千五百億円と、第二次の伸びが最も

(1) 國民総生産額は二〇兆で三十四年に比べて一、六倍になる。

(3) 國民所得は、一六兆六千億円、一人当たり五倍に当る。なお就業者一人発り所得は三十四年の二三万八千円より三七万円に上昇する。

(3) 生産性
一人当りの生産性は四三万七千円で、三四年度の一、五倍となる。

2 国民所得

	分配所得(十億円)			生産所得(億円)		
	(39年度)	% (33年度)	%	(39年度)	(33年度)	
勤 労 所 得	10,205	(61.4)	4,480	(5.3)		
農林業主所得	1,640	(9.9)	1,310	(15.6)	一 次 产 业	22,800
非農林 "	1,690	(10.2)	1,380	(16.2)	二 次 产 业	67,200
利子賃貸料"	730	(4.4)	450	(4.3)	三 次 产 业	56,800
法 人 所 得	1,550	(9.3)	840	(9.9)	運輸、通信、公営企業	19,200
官公庁業剩余	790	(4.8)	140	(1.6)	計	166,000
計(國民所得)	16,600	(100.0)	8,600		100.0	84,800

雇用構造

	(39年度)	% (33年度)
一次産業(万人)	1,391	30.6
二三連通公	1,468	32.3
(計)	1,406	30.9
4,543	100.0	1,574

国民総支出

	(33年度)
設備投資	34,241
個人住宅	8,241
公共投資	13,723
在庫増加	6,000
(総投資)	62,178
個人消費	121,848
政府消費	15,974
(総消費)	137,822
総支出	200,000

(1) 第一次産業は一八〇万人減となり、第二次産業は三三〇万人の増となる。

(2) 第三次産業ならびに運輸、通信、公営企業はそれぞれ四七万人、五三万人の増とどまる。

産業構造の高度化と計画化により、完全雇用を実現する。

3

雇用構造の近代化と完全雇用

(1) 法人所得が九・九%より九・三%に%減っているのは、利潤分の勤労者への分配、ならびに税金による政府への吸収の増加によるものである。官公庁事業剩余の増は公営企業、又は公社の拡大による収益増が見込まれたものである。

(2) 法人所得の中に占める割合は、勤労所得は五三%より六一・四%に大巾にふえ、農林業主所得は一五・六%より九・九%に減少している。これはこの間に農村人口が減少していることと、農業法人（農業生産組合）の拡大によるものである。農林業就業者一人当たりの所得は年率で五・六%増になる。農業生産組合の農業所得は、法人所得、勤労所得の項にふくまれる。

(3) 国民所得の中には、勤労所得は五三%より六一・四%に大巾にふえ、農林業主所得は一五・六%より九・九%に減少している。これはこの間に農村人口が減少していることと、農業法人（農業生産組合）の拡大によるものである。農林業就業者一人当たりの所得は年率で五・六%増になる。農業生産組合の農業所得は、法人所得、勤労所得の項にふくまれる。

次、第三次部門の所得の相当部分が農家所得に帰属するのである。

分配所得

国民所得を分配面について見ると、三十年に比較して、

(1) 国民所得の中には、勤労所得は五三%より六一・四%に大巾にふえ、農林業主所得は一五・六%より九・九%に減少している。これはこの間に農村人口が減少していることと、農業法人（農業生産組合）の拡大によるものである。農林業就業者一人当たりの所得は年率で五・六%増になる。農業生産組合の農業所得は、法人所得、勤労所得の項にふくまれる。

(2) 法人所得が九・九%より九・三%に%減っているのは、利潤分の勤労者への分配、ならびに税金による政府への吸収の増加によるものである。官公庁事業剩余の増は公営企業、又は公社の拡大による収益増が見込まれたものである。

大きく、第三次がこれにつづき、第一次が少ないので、産業構造の高度化（附三参考照）による農業人口の主として第二次部門、第三次部門への移動によるものである。移動の内容は、農村子弟の工場通勤、農産加工への就業等をふくんでおり、第二次、第三次部門の所得の相当部分が農家所得に帰属するのである。

4 国民総支出

国民総生産を処分面で見ると右の表のようになる。これにより国民消費水準は、三三年度を一〇〇として、三九年度は一八五に上昇する。設備投資の増加率は若干低下しているが、過剰投資を防止する資金の計画化によって、投資効率率はあがる。

5 財政バランス

三四年度に比較して

(1) 財政規模は約一、七倍になる。

(2) 社会保障費は三倍以上になる。

(3) 国民の租税負担率は三四年度とほぼ横ばいの二〇%である。ただし、階層的な租税負担の不均衡は大きく是正される。三五年度の所得税の課税最低限は、三五年度の三二万五千円から、三六年度四十万円となり、三九年度は六〇万円となる。

最終年次の財政バランス	
(収入)	33,950
租 そ の 計	14,100
(支出)	48,050
税 他	15,970
政府 共 消 費 投 資	13,720
公 司 企 業 投 資	6,890
政 府 余 剰 金	11,470
社 会 保 障	48,050
(計)	

6 輸出入規模（為替ベース）

支払 びサ ー ビス (商品輸入及 び商品輸出)	三九年度		三四年度	
	七二億ドル	三七・八億ドル	七二億ドル	四一・九億ドル
（うち商品輸出）	六七億ドル	三三・一億ドル		

7 国民生活水準（三九年度達成水準）

(1) 所得水準 国民一人当たり約一、五倍となる。（一世帯月七万円）ただ

し、低所得階層の所得水準は四倍となり、格差は解消する。

(2) 消費水準 三四年度に比し一、八五倍となる。

(3) 食生活 この段階では、牛乳、肉、卵、果物の消費は、国民一人

当り現在の三・五倍に高まる。

(5) 医療 国民みんなが、ただで医者にかかる状態となる。

一世帯一住宅となり、青年男

女の結婚難は解消される。

(6) 最低賃金 全国一律、十八才一万五千円
となる。

り、高校は志望者全員入学ができる。

(三十五、九、十三)

一、「護憲、民主、中立の政府」の予算大綱

わが党は、きたるべき総選挙において、社会党を中心とする「護憲、民主、中立の政府」を樹立することを目指している。「護憲、民主、中立の政府」は、日本の政治、経済、社会、文化に関連する諸政策を一步一歩改革して、平和と繁栄の日本をつくり出そうとしている。このため、「護憲、民主、中立の政府」は四カ年にわたる長期政治経済計画を実施するであろう。

ここにしめす、日本社会党の予算大綱は、この四カ年計画の初年度（昭和三六年度）と第四年度（昭和三九年度）の予算大綱である。平和と繁栄の日本を建設するためのわが党の政策は、昭和三六年度から開始され、年をおってその政策は推進され、昭和三九年度には、「護憲、民主、中立」という目標は一定の安定度をもつて日本の国民生活の中に定着するにいたるであろう。この成果のうえにたって、日本社会党は一そく広般な国民の支持を得出し、そしてさらに次の社会主義をめざす目標へ接近してゆくであろう。

二

わが党の財政金融政策と、自民党的財政金融政策は、その根本において大きく相対立している。自民党的財政金融の基本政策は次のようなものである。

(1) 自民党は、公共投資と大資本の設備投資を第一に優先し、これを原動力として国民総生産の成長率を大きく維持しようとしている。「経済成長さえ大きければ、自由経済の社会においては、成長の効果が社会の各階層へ漸次波及し、国民の所得や生活水準はおのずから高まり、また雇用もおのずから拡大され

る」というのが自民党的政策の前提となつてゐる。この前提のもとに、当面の競合する三つの政策の柱（減税、社会保障、公共投資）のなかで、自民党は大資本の産業基盤強化のための公共投資を最優先しようとしている。減税も、大資本の資本蓄積を促進するための企業課税の減税に重点がおかれるようとしている。そして社会保障は、結局かけ声だけの竜頭蛇尾に終わろうとしている。

戦後十五年間の保守党的政策は、公共投資と設備投資を最優先するというかたちで行なわれてきた。一般会計予算と財政投融資の重點はここに集中された。そして経済はたしかに成長してきた。しかし成長のなかで大資本だけが強化され、その他のものは成長にとり残された。日本経済の二重構造は、もはやこれ以上放置することは許されないほど拡大された。二重構造の底辺には貧困と慢性的の半失業が停滞している。また、大資本の無計画な設備投資競争のため、ムダな過剰投資が行なわれ、せっかくの機械設備の操業短縮が慢性化し、そしてほぼ四年に一回の割り合いで景気後退に見舞われている。これは国富の恐るべき浪費である。優勝劣敗の自民党的政策はすでに現実の日本経済の姿によつてきびしく批判されている。

また、自民党的政策のもとでの所得倍増計画は、待合、キャバレー等の非生産的な消費の見せかけの膨張によってささえられているものである。

(2) 自民党はアメリカとの軍事同盟体制を維持し、強化し、そしてわが国の憲法に反する再軍備を進めている。このため、すでに防衛費は予算総額の約一割に達し、国民生活を大きく圧迫している。防衛費は、今後五年間に、

約三千億円に増額されることが予定され、い
る。社会保障に対するシワ寄せはますますは
なはだしくなるであろう。

また、アメリカとの軍事同盟政策のため
に、わが国とソ連、中国との平和的交流がさ
またげられている。共産圏諸国との貿易は、
大きな可能性をはらみながら、現状ではごく
不十分にしか行なわれていない。このこと
が、わが国の国際収支を不安定にさせ、貿易
規模の伸張を制限している。

さらに加えて、自民党は、このようゆが
んだ貿易構造を是正することなく、今後三年
間で貿易自由化を断行しようとしている。も
しこれが行なわれるならば、農業、中小企業
の生きる道はますます狭まくなるであろう。
自民党の政府のもとでは、農林予算は年々減
少の一途をたどり、また中小企業対策費は、
総予算の一%にも達していない。

だが、自民党の財政金融政策は、たえず、
わが党をはじめとする労働大衆の力によって
影響され、けん制されている。われわれの力
さえ強ければ、自民党の再軍備政策の速度を
おくらせたり、あるいはある程度の減税や、
社会保障を実行させることは不可能ではな
い。こうした国民の民主的与論の力を背景と
してわが党は「護憲、民主、中立」の政府を
つくる。わが党が実現しようとした財政金
融政策は次のようなものである。

(1) まず第一に、防衛費を四ヵ年計画をもつ
て全廃し、予算を平和予算とする。また、
日米軍事同盟をやめ、ソ連、中国とも平和
友好関係を確立して東西貿易を急速に拡大
させる。

(2) 自民党が、減税、社会保障、公共投資の
三つの柱のなかで、公共投資を最優先する
のに対し、社会党は社会保障を最優先す
る。そして、低所得者の生活水準を緊急に
ひき上げることにより、国民の消費水準を
高め、国内市場を拡大する。このため社会
保障費、農林関係費、中小企業対策費を大
はばにふやし、また自民党の企業課税の減
税に对抗して、労働者、農民、漁民、中小
企業者への租税負担を軽減する。また、社
会保障の水準向上と見あって最低賃金をひ
ね返り、五〇〇万円以上法人所得に対す

き上げる。

(3) 政治、経済の民主的改革によつて国民の
勤労意欲を促進し、また労働の意思と能力
をもちながら失業している人々に、働きが
いのある仕事を保障する。また公共事業費
その他の予算のムダな使用を合理化し、こ
れを生産的に活用するとともに、財政投融
資と民間資金を通ずる資金規制を行ない、
大資本のムダな過剰投資を防止する。かく
て効率的で計画的な労働と資本の活用によ
り、国民総生産を安定的に、かつ急速に
(年率一〇%)成長させる。そして、資金
計画によつて農林漁業、中小企業への資金
供給を大はばにふやし、経済二重構造を解
消させる。

三

昭和三十六年度予算大綱

(1) 賃入

1 昭和三六年度の経済成長率を八%と見
込む。これを前提とする三五年度当初予
算額に対する租税等の自然増収は二、八
七〇億円である。

2 昭和三六年度において、所得税減税
(基礎控除一〇万円、配偶者控除一〇万円
控除三〇万円まで二〇%、農業、商工業等
新設勤労控除四〇万円まで二五%、四〇
万円以上九〇万円まで一〇%、特別勤労
事者一人当たり一〇万円の専従者控除、
退職所得控除を一五〇万円へひき上げ等
で、給与所得者は年収四〇万円まで、事業
者は年収三七万円まで無税とする) 中
小法人税減税(所得一〇〇万円以下の法
人の税率三〇%、二〇〇万円以下三三%
五〇〇万円以下三八%とする)、中小企
業の償却資産耐用年数三割短縮、国民生
活必需物資の物品税の廃止あるいは引き
下げ等で、労働者、農民、漁民、中小企
業者に対する租税負担を一、〇八〇億円
軽減する。

3 所得税の高額所得者に対する累進度強
化、公務員給与引き上げによる所得税は
ね返り、五〇〇万円以上法人所得に対す

る税率四〇%、租税特別措置改廃、交際費課税特例の否認強化、過当広告税、ゴルフ税、富裕税の新設で、一、九六〇億円の租税增收を行なう。

4 前年度剩余金五一二億円うけ入れる。以上の総計により、一般会計予算規模は、一兆九、七九二億円である。

〔注〕予算規模は、三五年度当初予算にくらべて相当の増額となるが、もつとも非生産的な防衛費を削減すること、高額所得者からの租税収入がふえること、政府、民間を通して資金規制が行なわれること、生産力の増大で国民所得の土台そのものが急速に拡大成長すること等により、インフレ化のおそれはない。

(2) 歳出

1 防衛費は、四カ年で全廃することとし、まず三六年度で六〇〇億円を削減する。防衛府定員のうち初年度五万人を平和団体建設隊へ転換し、防衛府費の残額の一部の三百億円をもってこの費用に充当する。また自衛隊の設備の一部も平和団体建設隊の設備へ転用する。そして、とくに海岸堤防、奥地農業の開発、国土総貫自動車道の早期建設のための工事に集中する。

2 旧軍人遺家族等恩給費の階級差を是正するとともに、受給者余命率によって交付公債をもって打ち切り償付を行なう。ただし低額所得者には公債の現金化を認めめる。これにより恩給費支給額を五九〇億円削減する。

3 社会保障関係費を一、二〇〇億円増額し、次のような対策を行なう。

イ、国民健康保険の七割給付を行ない、結核と精神病については十割給付とする。このために国庫補助を六五〇億円増額する。

ロ、政府管掌健康保険を五人未満事業所の従業員にも適用し、かつ、被用者健康保険の被保険者の家族の医療給付を七割にひき上げる。また結核、精神病

については十割給付とする。このため国庫補助を三二〇億円増額する。
ハ、無拠出国民年金は支給制限を緩和して、給付をつきのように改める。老令年金は六十歳以上月額一、〇〇〇円、六十五歳以上月額二、〇〇〇円とする。母子年金は月額二、〇〇〇円とする。障害者年金は一級月額四、〇〇〇円、二級三、〇〇〇円、三級二、〇〇〇円とする。このため予算を八九〇億円増額する。なお、これと併行し、わが党案の拠出年金制度の施行に着手するが、国庫負担は賦課方式であるので、当初は比較的軽微な予算をもって実施しうる。この予算も三〇億円支出する。

二、生活保護基準を五割ひき上げ、約八〇〇万人のボーダーライン層を対象に含める。医療扶助は、国民健保の給付ひき上げにより大はばに削減される。このため予算を一六〇億円増額する。

ホ、失業対策事業の賃金を五割ひき上げる。また中、壮年層の失業者の就労促進のため、とくに事務失対事業を拡大する。このため予算を一二〇億円増額する。

4 公共事業費は、入札制度の規制、事業費の使用の合理化により、従来と同じ予算額で事業量を大はばに増大する。また直轄事業をふやし、炭鉱、駐留軍関係等の多発的失業者を雇用する雇用公団をもつて国の行なう建設事業の施行にあたらせん。

5 住宅対策費を二六〇億円増額し、公営住宅を一五万戸建設する。このほか、財政投融资の資金供給をふやし、住宅金融公庫、住宅公団による住宅を二〇万戸建設する。また、厚生年金資金による住宅を五万戸建設する。以上で政府施策の住宅建設は四〇万戸であり、このほかに四〇万戸の民間自効建設を見込む。民間自効建設の促進のため、「宅地基本法」を制定して宅地価格を大はばに引き下げ

7

農林、漁業対策費として五八〇億円を増額し、次の対策を行なう。

イ、生産者米価を、生産費および所得を補償する原則により、一石一一、四〇〇円とする。また食糧管理の諸経費（金利、倉敷、輸送費等）には合理化措置をとり、三〇〇億円を食管会計へくり入れる。

ロ、なたね、だいす、まゆ、でん粉、てん菜、牛乳等の農産物についても、農産物の輸入自由化を防止し、米に準じて生産費および所得補償の原則によつて価格支持政策をとる。このため五〇億円を別途に食管会計農産物勘定へくり入れる。

ハ、平和国土建設隊の奥地農業開発と見合つて土地改良、草地改良、酪農振興、果樹導入を大規模に行なう。このため八〇億円を増額支出する。

ニ、農業災害補償制度を改善し、賦課金は全額国庫負担として農民負担を軽減する。また共済方式は生産費補償から所得補償原則に改め、共済金額をひき上げる。このため九〇億円を増額する。

ホ、農業サービス・センターを、八カ年で八百カ所（全国に一郡市に一カ所）に設置する計画にもとづき、まず百カ所を建設する。一カ所の単価二、〇〇〇万円で、二〇億円を支出する。

ヘ、築磯、魚礁設置等の沿岸増殖事業を大規模に行なう。このため一五億円を額する。

ト、魚価を安定させて大漁貧乏を一掃するため、漁業根拠地に国費で魚価調整用大冷蔵庫を建設し、また漁協の大衆魚価格調整事業に利子補給を行なう。このため一五億円を支出する。

チ、農林漁業金融公庫資金の利子補給により特に經營共同化のための資金の利子ひき下げを行なう。このため一〇億円を支出する。

中小企業対策費として一六〇億円を増額し、次の対策を行なう。

8

イ、中小企業総合サービス・センターを、一ヵ所二、〇〇〇万円で五十カ所建設するため一〇億円を支出する。

ロ、中小企業への新技術、新設備の導入を促進するため、助成費として二〇億円を支出する。

ハ、勤労性零細企業の協同化促進のため、協同施設の助成に三〇億円を支出する。

ニ、中小企業金融の原資増加と利子ひき下げのため、国民金融公庫と、商工中金へ一〇〇億円を出資する。

ホ、育英制度を大はばに拡充し、高校生の奨学生比率を一〇%奨学金を月額

一、五〇〇円とし、大学生の奨学生比率を二五%奨学金を月額三、〇〇〇円とする。このため予算を八〇億円増額する。

ハ、特殊児童生徒のため特殊教育振興、準要保護児童対策の拡充のため、二〇〇億円を増額する。

9

科学技術振興のため、国立大学の研究施設整備、理科教育、産業教育の施設拡充を行なう。また、国の事業にはすべて国産の機械設備を使用することとする。また発明開発公団を設けて、民間の発明創意の開拓、特許権の買い取り等を行なうとともに、民間企業の研究施設に対しても特別償却をみとめる。このため、八〇億円を増額支出する。

10

昭和三五年八月八日の人事院勧告の趣旨を尊重しつつ、上厚下薄の偏重を是正し、公務員に一律二、六八〇円の給与ベイスひき上げを行ない、民間給与とのアンバランスを是正する。このため、一般会計で必要な予算は四〇〇億円である。またこれに準ずる地方公務員の給与ひき上げに要する約六〇〇億円については、地方交付税の増額、富裕団体と貧弱団体

との財源調整等により、半額の三〇〇億円を国で負担するものとする。

11 地方交付税交付金は、交付税率の三〇%へのひき上げ、および租税等の自然增收の結果として、七五〇億円の増額となる。

12 前年度剩余金の半額二三〇億円を、財政法第六条にもとづき国債償還にあてる。また、交付税、道路整備費等清算分として七三億円を支出する。

13 財政投融資と民間資金の計画化

1 財政投融資の原資は、八%の経済成長を前提として約六、六〇〇億円に達するものと見込む。また資金計画委員会の規制により民間資金一、〇〇〇億円を財政投融資資金に吸収する。かくて財政投融資原資の総額は七、六〇〇億円となる。

2 この原資の配分のうち、経済二重構造は正に役立たせるため、農林漁業、中小企業への資金供給はそれぞれ約一、〇〇〇億円づつとする。

3 住宅金融公庫と住宅公団への資金供給は合計七五〇億円とし、公庫、公団で合計二〇万戸の住宅を建設するものとする。また厚生年金資金で五万戸の住宅を建設する。

4 後進地域を開発し、工場の地方分散を促進して、地域格差を是正するため、北海道、東北、中国、四国、九州の地域総合開発事業に六〇〇億円の資金を供給する。また、工業用水等の水資源開発を促進するため、治水特別会計へ三〇〇億円の資金を供給する。

5 上下水道、し尿処理施設等の環境衛生関係の事業資金として、とくに地方債を通じて八〇〇億円の資金を供給する。

6 電力、石炭、鉄鋼、海運、化学肥料等の基幹産業の大企業に対しても、開発銀行等を通じて設備投資のための財政資金を供給するが、その際、国は各企業の事業計画を調整して過剰投資を防止する。また、市中銀行、生保、損保等からの大企業への民間資金供給は、資金計画委員会の計画にもとづき財政資金の流れと厳

格な協調をたもたせる。また、日本銀行は、大企業へ無制限に資金を供給することを防止するため、市中銀行への追加信用供与を規制する。こうして資金の流れを計画的に規制しながら、漸次金利水準を全般的にひき下げる。

(2) 昭和三九年度予算大綱

(1) 歳入

1 昭和三七年度以降三九年度までの経済成長率は年率一〇%を維持するものとし、計画第四年度の三九年度の国民総生産は約二〇兆円、国民所得は約一六兆六、〇〇〇億円となる。

2 労働者、農民、漁民、中小企業者の租税負担は年々軽減され、所得税の課税最低限は、三六年度の四〇万円から三九年度には六〇万円（月五万円）となる。

3 しかし、国民の所得水準の平均化された上昇により、納税階層の広く厚い層が形成されることにより三九年度には、中央、地方の総計で国民所得の約二〇%三兆三、二〇〇億円の租税収入が確保される。このうち国の収入は約二兆六、五〇〇億円、すなわち、三九年度の国の予算規模は二兆六、五〇〇億円と見込まれる。

(2) 歳出

1 防衛費は、三七、三八年度と漸次削減され、三九年度には全廃される。それに見合って、三九年度には平和国土建設隊の規模は約一五万人に達する。国土縦貫自動車道の、東京より小牧にいたる区間は三九年度で建設完了を目指とする。つづいて次の計画期間において、青森より鹿児島までの縦貫道を完成するものとする。

2 社会保障関係予算は、全体で約八、〇〇〇億円となり、各政策は次のような水準に達する。

イ、国民健康保険は、すべての医療について十割給付が実現され、また被用者健康保険は、政府管掌と組合管掌が統合され、家族もふくめて十割給付が実現される。

口、無拠出国民年金は、老令年金が六十歳以上月額一、〇〇〇円、六十五歳以上月額二、〇〇〇円、七十歳以上月額三、〇〇〇円の給付となる。母子年金は月額四、〇〇〇円の給付となる。障害者年金は一級月額六、〇〇〇円、二級五、〇〇〇円、三級四〇、〇〇円の給付となる。

ハ、生活保護、失業対策の水準も現状の二倍の水準に高められるが、この段階においては適用人員数はかえって大はばに減少する。なおまた、この段階においては、最低賃金は十八歳で一五、〇〇〇円となる。

3 住宅は、三六年度の八〇万戸にひき続き、三七年度九五万戸、三八年度一〇五万戸、三九年度一二〇万戸と建設し、四年間で四〇〇万戸を建設する。これで一世帯一住宅の状態を実現する。

4 米価はもち論、生産費および所得補償の米価で、統制は堅持されている。しかし経営共同化、機械化の促進、非能率水田の他の適作への転換促進、生産資材の

値下げ等で、米の生産費は相当にひき下げられている。また牛乳、食肉、果実等の生産もふえ、国民の食生活の向上と見合って消費もふえ、「国民みんなが三合の牛乳をのみ、少なくも毎日一個の卵と一個の果物をたべる。」状態へ近づく。

5 中小企業の協同化はすすみ、生産性も高まる。アジア諸国との経済交流のなかで、中小企業の技術援助、経営指導はすむ。拡大された内外市場に、中小企業は広大な経済活動の分野を保障される。中小企業労働者の組織化もすすみ、大企業労働者との労働条件の格差は四対三の程度に縮小される。

6 文教では、義務教育は憲法の規定通りまったく無償となり、高校進学希望者は全員入学ができることとなる。大学の格差は一掃される。育英制度は、高校生の二〇%が月額三、〇〇〇円の奨学生を、大学生の五〇%が月額六、〇〇〇円の奨学生を支給される水準にまで達する。

三、外交

針

(一九六〇・九・二二 中央執行委員会において決定)

一、日本の独立がいかなる外国によつてもそこなわれず、脅かされず、国民が安心して平和に暮らすと同時に、日本が国際社会の一員として、世界平和の実現に立派にその役割りをはたすためには、今日の国際・国内の諸情勢

からみて、日本は積極的に中立外交をすすめなければならない。自民党政府のように、世界の大勢を適確に判断することなく、これを東西両陣営の対立からだけで日本を西陣営にしづりつける外交は、日本をめぐる国際緊張を激化し、日本の運命を誤るものであつて、国民の意思とはおよそかけ離れている。

二、社会党は左の原則にたつた積極中立の外交を展開する。

- (1) すべての国との間に友好関係を樹立する。
- (2) 敵国を仮想して武力に頼るのでなく、紛争は話しあいによって解決し、すべての国と平和共存、友好の関係をたもつ。東西いずれのブロックにも加わらない。
- (3) 日米安保条約の廃止とともに、中・ソ両国間の対日軍事同盟関係の解消を求め、さらに広くすべての軍事同盟関係を一掃し、ブロックを解消することを世界に訴える。

国連において、アジア・アフリカ諸国のがたす役割を高く評価し、日本はこれと同調しながら、国連が眞の普遍的平和機構と

して発展するよう自主的に活動する。

(4) すべての国との間の貿易を拡大する。

貿易の対米偏重を正し、すべての国、な
かんずく、アジア・中・ソ等の諸国との貿
易を拡大して、貿易構造を健全化し、日本
経済の繁栄をはかる。

三、積極中立の外交は左の方策をとる。

(1) 米 国

外交交渉によって日米安保条約等一切の
軍事的取り決めを廃止する。これを目途と
して、米国による軍事援助拒否、自衛隊の
強化阻止から縮小・平和建設隊への改組、
米軍の撤退軍事基地の撤去、沖縄・小笠原
の返還を実現していく。とくに日本の核武
装、米軍の核兵器もちこみを許さない。軍
事面以外の経済、技術、文化、人的交流な
どの関係は平等互恵の立場にたって発展さ
せる。

(2) 中 国

中国との国交を回復するため、日華平和
条約を解消し、中華人民共和国と平和条約
を締結する。国交正常化のため中華人民共
和国の国連代表権を支持し、各般の交流を
拡大する。とくに貿易については、政府間
協定により貿易を全面的に再開する。それ
を目標に直ちに民間契約による取引を実施
させる。ココムは直ちに脱退する。

(3) ソ 連

平和条約を締結する。千島は当然日本に
帰属する。安保体制下の自民党政権では千
島の日本復帰は不可能であるが、安保体制
を打破する社会党政権は、千島の日本帰属
を解決して平和条約を結ぶ。同時にシベリ
ヤ、極東地方の開発と関連した長期的な經
濟協力関係を樹立し、これを軸として友好
関係を推進し、そのなかで、漁業その他の
政策を解決する。

(4) 朝 鮮

南鮮との間の李ラインその他の問題、北
鮮との間の帰還問題を直ちに解決して、南
鮮・北鮮の双方との間に、貿易、文化など
全般的交流をすすめていく。この際、一方
の政権を全朝鮮を通じる唯一の政権と認
め、南北の対立を激化するような措置を一

切とらず、南北朝鮮の統一が平和的、民主
的に実現することを期待する。

(5) ベトナム

南北ベトナムの速やかな統一回復を推進
する方向にそつて各種交流を拡大し、ジュ
ネーブ協定による平和的統一の実現を期待
する。

(6) アジア・アフリカ諸国にたいする協力

バンドン精神に基づいてアジア・アフリ
カ諸国の政治的独立を支援し、また借款の
供与、輸入増大、技術交流などを通じて、
経済開発に積極的に協力し、貿易の拡大を
はかる。後進国援助を東西両陣営抗争の具
としないために、国連後進国開発特別基金
制度（サンフェード）の実現を期する。

(7) 核兵器の禁止、軍縮

国連の内外を通じて、独自の立場から核
兵器禁止のために努力し、全面軍縮の実現
に貢献する。

(8) 非核武装地帯の設定、平和保障体制の樹 立

アジア太平洋地域に非核武装地帯を設定
し、日・中・米・ソ等の参加した平和保障
体制を樹立する。

四、外交を決定するものは国民の意思である。
したがつて積極中立の外交は、平和憲法擁
護、安保体制打破、日中國交回復、沖縄返
還、核兵器禁止などの国民運動の展開と相ま
って進められる。同時に国民と国民との友好
関係を確立するため、政府間の外交のみな
らず、積極的に党代表の派遣、文化、その他
各種交流の拡大などによって国民外交を推進
する。

四、政府自民党の新政策構想に対する批判(一)

一九六〇・九・五

一、新政策は経済政策を中心をおいて、重大な政治問題を殊更に回避している。すなわち、その一つは自民党総裁選挙の汚点でもあった金権政治の弊害をいかに取りのぞくかということである。

これについて新政策は一言もふれていない。さらに眞の議会政治を守るのであれば、憲法改正や治安立法等、いまだ国民が深刻な不安をもつ重大な問題について、明確な方針をしめすべきであるのに、これについても一言もふれていない。池田首相が憲法を改正しないと述べた翌日には、政府高官がそれを否定する発言を行なって、それがいつこうに取扱い消されない現状では、まずこれら主要問題をはつきりさせるのではなければ、議会政治や話しあい政治は口頭禪に終わるであろう。

二、外交方針では従来どおり、自由主義諸国との協調、日米安保体制の堅持をうたい、北方領土の返還は要求するが、沖縄については遠慮するという、アメリカ一边倒である。とくに中国との国交回復および貿易の再開については、依然として米国の顔色をうかがうといふ消極的態度に終わっている。なぜ英國、イソドのように積極的に国際世論を日本自らが動かす立場をとらないのか。

三、新政策の中心である経済政策については当初、社会保障、減税が強調されたが、いつのまにか、大資本の産業基盤強化のための公共投資が最優先され、減税も、大資本の企業減税に重点がおかれ、大衆減税が軽視されている。さらに社会保障はかけ声だけの龍頭蛇尾に終わってしまった。自民党政府のもとで完全な社会保障制度はどうてい期待し得ないことが明白にされた。

経済成長率を一夜にして七・二%から九%に変更して、十年間に所得倍増を宣伝しているが、粘土細工のような数字の上だけの魔術に国民はダメされてはならない。現に戦後鉱

工業生産が戦前の三倍近くになっているのに、国民生活はほとんど改善されず、かえって所得の格差はひどくなっているという事実が、このことを如実にしめしている。

四、さらに新政策の実現性は、つきの諸点からも多大な疑問をもたざるを得ない。

(1) 米国の景気後退への対策を欠く

米国の景気は停滞し、生産の低下、投資ならびに消費の減退を招來、失業者は約四五〇万人に達した。米国の経済専門家の大部分も景気後退を認め、あるものは一九六一年初期に本格的景気後退の序曲を予想している。

かかる事態にたち至れば、米国との協力を基礎として、貿易自由化政策を既定方針とする池田内閣のもとでは、経済成長は重大な影響をうけ、所得倍増の夢は一挙に消え去るであろう。池田内閣がこれに対処する明確な方針を示さないで、所得倍増をとくことは、バラ色の幻想をもつて国民をギマンするものである。

(2) 中立政策こそ所得倍増の条件

所得倍増を可能にする輸出の増大は、自由主義諸国にのみ期待できない。中国、ソ連、朝鮮など、戦前わが国貿易の三割以上をしめていた隣国との貿易を拡大することが是非とも必要であるにもかかわらず、新政策はこれについて何んらふれるところがない。向米一边倒をやめて、中立外交の政策をとることこそ、貿易拡大、所得倍増の前提条件である。

(3) 貿易為替の自由化との矛盾

通産省は自由化のわが国経済に及ぼす影響を検討し、経済成長率七・二%を前提として、昭和三八年に国際收支六〇億ドル赤字、総生産額二〇%縮小、鉱工業だけで雇用が百三七万人減少するとのべ、国際收支を均衡させようとすれば所得倍増計画と矛盾する点を明らかにした。新政策はこの矛

盾をいかにして解決するのか、何んら示されていない。

さらに農業の面では、自由化に対処して近代化のための積極的な保護、助成策をとるよりは、農村人口の六割に及ぶ零細農の切りすで、大農中心の方針を明らかにしている点は見逃がすことができない。

(4) 物価に対する措置を欠く

最近、パン、牛乳、肉類等の生活必需物資の値上がり、ならびに電気料金、郵便料金、国鉄運賃等の公共料金等の値上げが問題となっているが、これら物価値上げに対する措置を明確にしないで、いたずらに産業基盤強化を理由に積極政策をとることはインフレの危険を招き、所得倍増の前に、物価倍増が実現されるであろう。

五、新政策は、日米安保体制の基盤となり、かつわが国経済に大きな負担をかけている防衛費の問題について、ひたかくしにしているが、第二次防衛増強計画は、昭和四十年の最終年次に防衛費を現在の二倍、三千億円を予定している。

この膨大な軍事費負担は、労働者、農民、中小企業者等国民大衆の生活を極度に圧迫し、所得倍増は、防衛費倍増によって押しつぶされることになる。

六、最後にその文教政策は「祖国を愛し、国際信用を受ける」ことを基本においているが、これはかつて池田・ロバートソン会談による「再軍備熱を高めるための文教政策」が具体化されたものであり、教育基本法の改定を強調する荒木文相の反動的言動と相まって、軍国主義教育復活の危険な前触れとして、重大な関心をしめさざるをえない。

最近、法務省の「犯罪白書」は少年犯罪の激増と悪質化の重大性を警告している。いかに経済が成長し物質生産が数倍になったとしても、拝金思想、弱肉強食、退廃的享樂など資本主義社会のもたらす悪徳がまん延していられる限り、これらの犯罪を一掃することはむづかしい。これを根本的に対決する文教政策の樹立こそ先決でなければならない。

池内閣が発足してから、すでに一ヵ月余り経ちました。その間に、いくつかの重要な問題が起こり国民はこれに大きな関心を持っております。私は、これらの問題のうち、特に緊急なものについて、ここに公開質問を致しますから、貴下がこれに対して、その態度を国民の前に明らかにしていただきたいと思います。

一、日韓交渉について

韓国における新政権の成立にともなって、日韓関係は、急速に進展しようとしておりますが、我々は、共にアメリカと軍事同盟を結んでいる韓国と日本とが、その関係を緊密化するにつれて、極めて慎重な態度をとらねばならぬと考えるものであります。とくに、朝鮮が、三十八度線によって分割され、その二つの国との間に、戦争まで起きたことを考えると、我々は、日韓関係の「正常化」が、将来わが国の代交路線を引き返しのできないような袋小路に導かないよう、細心の注意を必要とすると考えます。

新聞報道によれば鄭一享韓国外務部長官は、八月二十四日、日本人記者団との会見において、「韓国、日本、国府、フィリピン、アメリカの五カ国を含めた新らしい国際協力組織を作りたい」と声明しております。これは明らかに、いわゆるNEATO（北東アジア条約機構）の結成を意図するものであり、我々は、もし、このような事が実際に行なわれるしたら、わが国は、新安保条約反対運動の時以上の大きな混乱に投げ込まれるであろうと、声を大にして警告を発するものであります。

この立場から、私は貴下に、次のことを質問致したいと思います。

(1) 日韓関係の「正常化」は、韓国政府を、全朝鮮を代表する唯一の政府として認める立場に立って行なわれるものであるかどうか。

(2) 韓国、台灣、フィリピン、アメリカと「安全保障条約」を結ぶ意図があるかどうか。

公開質問状(二)

ます。ところが、貴内閣の荒木文部大臣は、日教組との話し合いを拒否しました。これは、岸内閣の松田文部大臣が、日教組の幹部と会見し、勧説その他、わが国の教育界が直面する重要な問題について、話し合いを行なったことに比べると、全く正反対な挑戦的態度であつて、全国の父兄や有識者も痛く失望しております。その上、荒木文部大臣は、民主教育の憲法といわれている、教育基本法の改定を考慮していると伝えられています。

七年前、かつて吉田内閣のもとにおいて、貴下は、首相特使として渡米し、時の国務次官補ロバートソン氏と会見して、わが国の再軍備増強計画について話し合い、その際、日本政府が、「教育及び広報を通じて、日本国民の間に、愛国心と自衛のため、自発的精神が助長する」よう努力する旨を取り決めた、と伝えられております。もし、これが不幸にして事実とすれば、我々は、このような過去を有する貴下のもとで、文部大臣が、一貫して挑戦的な態度を固執していることに危慮の念を抱だかざるを得ません。

そこで、私は、次のことを、貴下に質問致したいと思います。

(3) 日教組との話し合いを拒否する文部大臣の方針を、あくまで貫かせるつもりであるかどうか。

(4) 教育基本法を改定するつもりかどうか。

一、物価値上げについて
最近、フロ、牛乳、私鉄、ガスが値上がりし、さらに、パン、しょうゆもこれに続き、また、豚肉はいぜんとして高値が続いているおり、大衆の生活に大きな圧迫になつております。また、この秋には、理髪、クリーニング代の値上げも伝えられております。特に、大きな問題になるのは、電力料金、郵便料金、国鉄運賃などの値上げが伝えられていることがあります。もし、このような一連の値上げが、ぞくぞくと実施されるならば、所得倍増の前に、物価倍増の方がさきに実現されるのではないか、と恐れます。

したがつて、私は、次のことを貴下に質問致したいと思います。

(5) 電力料金、郵便料金、国鉄運賃など公共料金の引き上げを行なうつもりがあるかどうか。

一、国民年金について

近く実施されようとしている国民年金については、次のようない不合理な諸点があり、国民の間に大きな不満をまき起こしております。

- (イ) 抱出年金については、保険料が一律であるため低所得者の負担が大きいこと、減免措置が著しく不完全であること、保険料掛けすの場合が多いこと、スライド制が明記されていないこと、年金額が少なく、その開始年令が遅いこと、給付制限がきびしいことなど。
- (ロ) 無抛出年金については、給付額が少ないこと、対象者が限定されていることなど。

そこで私は、貴下に次のことを質問致したいと思います。

(6) 国民年金については、右のような欠点を是正し、特に、抛出年金は、それまで、実施を延期するつもりがあるかどうか。

一、災害対策について

岐阜、静岡などの諸県における集中豪雨、あるいは、台風一六号などによって、各地に被害が起きており、これに対して、緊急の措置をとることが必要となつております。

被害の発生に対処してその都度、場当たりの立法をするよりは、むしろ災害基本法を作つて、根本的な対策を立てるとは、岸内閣以来、自民党の公約でありましたし、わが党も、先日発表した、災害対策において、同様の構想を明らかにしております。

そこで私は、貴下に次のことを質問致したいと思います。

(7) 災害基本法案を次の臨時国会に提出するつもりがあるかどうか。

一、減税について
本年度においては、すでに、千五百億円にのぼる自然増収が見込まれておりますが、これは、国民の血と汗の努力の結晶であり、当然、国民に返すべき性質のものであります。本年度は、岸内閣が最初、減税を認めながら、ついにこれを取り止めた経緯もあり、当

度内に減税を行なうことは、当然の措置であると考えます。

そこで、私は、貴下に次のことを質問致したいと思います。

(8) 本年度内に、勤労者・農民・中小企業者に対して減税を実施するため、次の臨時国会に、税制改革案を提出するつもりがあるかどうか。

一、国家公務員の給与改善について

八月八日、人事院は、七年ぶりで、公務員の給与改善の勧告を致しました。これは、従来、民間給与との格差が拡大して、優秀な人材が、国家公務員になりたがらない事実が指摘されていただけに、当然の措置であります。ただ、その内容については、上に厚く、下に薄いなどの欠陥があつて、是正すべきであります。

そこで、私は、貴下に次のことを質問したいと思います。

(9) 人事院勧告の不合理な内容を是正して、勧告にあるが如く、本年五月一日に遡及して、国家公務員の給与を改善する法案を次の臨時国会に提出するつもりがあるかどうか。

貴下の速かな回答をお待ち致しております。

一九六〇年九月一日

日本社会党中央執行委員長

浅沼 稔次郎

内閣総理大臣

池田 勇人殿

公開質問状(三)

最近、相ついで明らかにされた自民党の新政策ならびに総理の所信表明について、わが党は慎重に検討した結果、左記の如く、政治外交および国民の経済生活に関連する種々の問題点について疑問を抱だくにいたりました。これは同時に、国民大多数の疑問でもあると信じ、私は、ここに貴下に対し、公開質問をいたします。

一、金権政治の打破について

日本の政治の腐敗、堕落の原因が金のかかる選挙、金に左右される政治にあることは、総理自ら過去いくたびかの選挙や自民党の総

裁選挙で痛感されているものと存じます。これについて、新政策ならびに総理の所信表明は、いまだ一言半句もふれておりません。

貴下は、

公明な議会政治確立のために、まず金権政治の打破、公職選挙法の抜本的改正を行なわれるかどうか。

二、憲法改正について

総理は、国民世論の強い反対がある場合は憲法の改正を行なわないと言明されておりますが、一体何を基準にして国民世論の反対があると判断されるのであるか。小選挙区制、警職法、安保改定などをめぐる過去の大きな政治的混乱がすべて、総選挙の際事前にこれを国民にしめさないで、選挙後多数をしめるや、突如として国会に提出し、数の力で押し通そうとする非民主的な議会運営にその根本的原因があったことを顧みますとき、国論を二分するような重要な問題は、すべて総選挙を行なって、その信を問うという政治慣行を確立する必要が痛感されます。

貴下は、憲法改正などの重要問題については、必ず事前に衆議院を解散し、総選挙を行なって信を国民に問われるつもりなのかどうか。

三、中国との国交回復について

岸内閣の非友好的な政策のため、不幸にして中国との関係は断絶状態にあります。

総理は、中国の国連加入に反対し、米国政府が中国を承認するまでは、国交回復を見合の方針を継承されているようあります。

しかしながら、戦争で甚大な被害を与えた隣りの中国と国交を速やかに回復し、平和的な交わりをすることは、すべての日本国民の願望だと思います。

貴下は、米国の意思にかかりなく、自ら進んで中国との国交回復を行なう決意をもつておられるかどうか。

四、経済政策の重点について

総理は、当初「減税よりも社会保障」を唱えておられたが、日の経つにつれて、社会保障は後退の一途をたどり、いつのまにか大資本中心の公共投資が最優先され、国民の折角

の期待もはずれてしましました。今日、一千万人にのぼる低所得者の生活の安定と向上を

はかるためには、何よりも社会保障を優先させるべきでしょか。

貴下は、明年度予算編成にあたって、社会保障を最優先させることを国民に確約されるかどうか。

五、貧富の差のは是正について

今日、鉱工業生産は戦前の約三倍近くに拡大しておりますが、国民大衆の生活は遅々として改善されず、かえって金持ちと低所得者、大企業と中小零細企業、工業と農業の所得格差は年々拡大する一方であります。それにもかかわらず、新政策では公共投資を最先

させ、農林漁業、中小企業対策が軽視されていますが、これでは所得格差はますます拡大されることになるでしょう。

貴下は、経済成長のなかで、年々拡大する所得の開きをどのようにして是正されるつも

りであるのか。

六、貿易の自由化と農業人口削減について

伝えられるところによれば、政府部内でも貿易の自由化が、所得倍増計画と矛盾し、国際收支の面でも障害があることを憂慮しているようであります。さらに、それが農業、中小企業、労働者の生活に与える影響は、はかりしがちのあります。特に総理は十年間に農林、漁業人口を現在の四割に減らすといっていますが、貿易の自由化で、都市ではなく大な失業者の発生が予想された際、この暴言は農山、漁村に重大な衝撃を与えています。

貴下は、経済成長率九%と貿易自由化的関係をどのようにお考えになつてあるか、又、労働者農民中小企業者の不安に対しいかなる具体的対策をもつてありますか。

七、米の統制撤廃について

連続豊作を理由に、最近米の統制撤廃ないし緩和の声がおきつつあり、米作農家に大きな不安をあたえています。もし、統制がはずされば、生産者米価は暴落する一方、中間搾取の増大と消費者価格の値上がりをまねき、農民にも消費者にも甚大な影響を及ぼすであります。

新政策は、この点についてなんら明確な態度をしめしておりません。

貴下は、米の統制撤廃は、絶対に行なわな

いことを公約されるかどうか。

八、消費者物価値上がり抑制について

最近、消費者物価の値上がりが続き、家計費は膨張し、大衆の生活はますます苦しくなっております。もし、このような消費者物価の値上がりが続くならば、所得倍増の前に、

消費者物価が倍増することになるでしょう。遠い十年後の所得倍増を約束するまえに、

目前の消費者物価の値上がりを抑制するため、万全の対策がとられるべきではないでしょうか。

総理は、卸し売り物価だけを問題にされ、消費者物価は一義的だといっておられます。が、これは、国民の日常生活よりも、資本家の利益に重きをおくるものの考え方ではありますか。

貴下は、消費者物価の値上がりを、一体どのようにして抑制されようとするのであるのか。

九、防衛費の増額について

昭和四十年を最終年次とする第二次防衛五年計画によれば、防衛費は現在の二倍、三千億円に増額されると伝えられています。所得倍増は十年後ですが、防衛費は五年後に倍増されることになります。このような大衆の生活を圧迫する防衛費は削減して、これを社会保障など大衆の生活を安定、向上させる方にふりむけるべきではないでしょうか。

かかるに、新政策は、「日米安全保障体制を堅持し、必要最小限度の自衛力を整備する」とのべています。世界の歴史が示すように、最小限の自衛力は、つねに最大限の自衛力に発展する危険をはらんでいます。

貴下は、防衛費の増加についてどう考えておられるかを明らかにしていただきたい。

一〇、教育基本法の改正について
法務省の「犯罪白書」は少年犯罪の激増と悪質化の重大性を警告しております。いかに経済成長率が高く、物質生産が数倍になるうとも、犯罪の増加がそれを上回るような社会のあり方は恥ずべきです。

しかるに、新政策はこの根本の問題にふれないで、ただ「祖国を愛し、国際信用を受ける」ことを基本において、教育を刷新するとのべ、総理も同じことを強調されています。私は、かつて貴下がアメリカでロバートソン国務次官補と会談し「日本政府は、教育及び広報を通じて、愛国心と自衛のため、自発的精神が成長するような空気を助長する責務がある」と約束されたことを思い起こし、軍国主義教育復活の危険を感じるのであります。

貴下は、教育基本法を改正せず、平和と民主主義の教育をまることを、国民に確約されるかどうか。

以上の質問とともに、国家公務員の給与改

研究

牛乳法案要綱

一、趣旨

昭和三十二年度、農林白書によれば、国民の食糧消費は米麦など穀類に偏り、一人一年当たり消費は一五一kgで、英國の八八kg、米国の七〇kgに対し遙かに多量の穀類を摂取しているのに、肉、牛乳、卵、油脂、の消費は極めて少量で、牛乳の場合、日本一一kgに対し、英國は二〇二kg、米国は二三六kg、肉は日本三kgに対して、英國六六kg、米国八一kgとなっている。伊、西独、仏も皆同様に穀類よりも、牛乳、肉、卵、の消費が日本をはるかに越している。即ち日本も生活が豊かになるに従つて穀類の消費はむしろ減少し、牛乳や肉、果実などの消費がふえる傾向になり、食糧消費構造はこの方向に高度化することは必至となるであろう。反面、農産物の生産と農家の所得を高めるためには、これまでのよう、米麦の主穀の増産によるのではなく、畜産、果樹、園芸などの

善、災害対策、国民年金の是正などに關するさきの公開質問に對しても、速やかに誠意のある回答をしていただきたい。

さらに、これら重要な諸問題については、総選挙にのぞむまえに、臨時国会において充分に審議をつくし政府の考え方を国民に明らかにすべきであると考へます。

よってここに会期を最低「二週間」とする臨時国会を召集することを要求いたします。

一九六〇年九月十六日

日本社会党中央執行委員長

浅沼 稲次郎

内閣総理大臣
自由民主党総裁
池田勇人

生産をふやすなければならぬことになり米麦増産一点張りの生産増強政策は大きな矛盾に当面している。

このように国民の食糧消費構造の高度化と農業発展の方向は一致しているのであり、農業政策だけが、この情勢にたちおくれている。その上現在、水田地帯は食管制度の下で米さえ作つておれば一応經營が立つて行けるが、畑作地帯、山村の農家、開拓農民は、何をつくれば安心だという価格の安定した農産物がなく經營が常に動搖している。また米麦よりも加工段階の多い畜産、果樹などは、農村地帯に加工工場をふやし、雇用吸收に大きな役割を果すこととなる。そこでわれわれは、主穀生産偏重の農業政策を改め、畜産、果樹、園芸に重点をおき、特に牛乳を中心として、これを米と同様の重點政策をとり、畜産を飛躍的に増強して、米と牛乳が農業生産の二つの大きな柱となるよう、政策を推進す

ることが必要と考へる。

二、牛乳法案の内容

1 目的

この法律は牛乳生産の飛躍的増大と酪農の発展を促進して、農民の所得を向上するとともに、牛乳及び乳製品の消費を増進して、国民の食糧消費構造を高めることを目的とする。

2 国民牛乳計画

政府は牛乳の生産消費に増大のための長期政策を推進するため、「国民牛乳計画」を策定し、この計画に基き、諸施策を実施しなければならない。

「国民牛乳計画」には

(1) 牛乳の生産、供給、消費の数量に関すること。

(2) 乳牛の導入及び増殖に関すること。

(3) 乳牛の集乳、処理、加工に関するこ

(4) 飼料の生産、輸入、配給に関するこ

(5) 飼料の自給及び草地の造成、改良に関するこ

(6) 酪農の共同組織促進と経営改善に関するこ

(7) 牛乳の消費拡大計画に関するこ

以上の事項を含まなければならない。

都道府県はその地域内において「国民牛乳計画」に準じ、酪農振興計画を作成するものとする。

2 乳牛の導入、増殖

(1) 国は心要な地域に「国営牧場」を設けて、乳牛の導入、飼育、種付及び貸付け並びに自給飼料の研究及び普及事業を行なうものとする。

(2) 都道府県が牧場を経営し、前項の事業を行う場合には、その経費の一部を補助するものとする。

(3) 酪農を行なう農家又は、その団体が乳牛を導入する場合の補助額を引上げる。(三四年度 一頭六、七四二円)

(4) 有畜農家創設特別措置法による都道府県に対する国庫補助を増額する。(現在一〇〇分の七〇の金額につき五分の割合)

4 草地の改良など飼料自給

(1) 都道府県は酪農振興計画に基き、地域内の数地区を指定して、草地造成、改良事業を行なうものとし、その經營については事業の実績に基き國がその二分の一を補助する。

(2) 都道府県はその地域内において「国土高度利用促進法」による土地利用計画に基き、草地の造成を行ない、又は酪農を営む農家の団体に造成利用をさせることができる。

(3) 市町村は、その地区内の酪農振興のため、草地の造成、改良など自給飼料の増産奨励のため必要な措置をとらなければならない。国は市町村の事業につきその実績に基き、経費の二分の一程度を負担する。

(4) 飼料需給安定法を改正し、国が輸入した小麦などを製粉業者に売り渡すに当っては、それから生ずる「ふすま」を適正な価格をもって国が買い戻し、全購連などの実需者団体を通じて農民に安く売渡すものとする。

その他の輸入飼料も流通系路を是正して、思惑を防ぎ、業者の不当利潤を排除する。その他の輸入飼料も流通系路を是正して、思惑を防ぎ、業者の不当利潤を排除する。

5 酪農経営

(1) 都道府県は農業技術指導所(サービス・センター)(農業経営近代化促進法によること)を通じて、酪農経営の改善を指導し、共同化、機械化を促進するものとする。

(2) 国は乳牛購入資金、畜舎、サイロ、などの施設、集乳、加工施設等の資金について、農林漁業金融公庫を通じて低利長期資金を融資せしめるものとする。

(3) 酪農共同経営により行う前項の施設について補助金を交付するなど共同化を助成する。

(4) 集乳加工施設はできる限り、酪農家の団体、農協又はその連合体を中心として行なわしむるものとする。(このため別に「農畜産物加工振興法」を作成する)

(1) 消費者乳価、乳製品価格及び生産者乳価の決定―生産者乳価の補償

価の決定は、農林大臣の定める標準乳価に基き各都道府県知事が定めるものとする。

(2) 農林大臣及び都道府県知事が乳価の決定を行う場合には、それぞれ、酪農民、乳業者、消費者及び学識経験者から成る「中央乳価審議会」又は、「地方乳価審議会」の議を経なければならないものとする。

(3) 生産者乳価は消費者乳価、乳製品価格から適正な中間経費を差引いて逆算して決定するものとし、その際消費者乳価、乳製品の価格には最高限度、生産者乳価には最低限度を設けるものとする。

審議会の決定した生産者乳価が酪農民の生産費（適正な所得を含む）を下廻る場合はその差額を国が生産した酪農民に補給するものとする。

(4) 農林大臣及び都道府県知事は乳価決定のため必要な調査を行なうことができる。

(5) 国は需給の調整上、必要な場合は乳製品を買上げ又は売渡しすることができるものとする。

7 消費の促進

(1) 国及び地方公団は国内産の牛乳、乳製品の消費を促進するため普及宣伝しなければならない。そのため主要都市にて「保健食品店」を設置せしめ、他の畜産

品などの展示、販売を行ない、健康食を促進するものとする。

(2) 国及び地方公共団体は国内産の牛乳、乳製品の消費を促進するため学校給食、職場又は居住区の集団飲用を奨励しなければならない。

(3) 学校給食は義務教育学校以外の高等学校、その他希望する学校に拡大し、一定の補助金（現在一合四円）を交付する。

(4) 工場、畜産事業所又は集団住宅地区の牛乳集団飲用についても、その施設について補助金を交付する。

(5) 市町村は妊娠婦、乳幼児へ対しては学校給食に準じ廉価配給を行なうものとする。

(6) 食品衛生法令の規定を緩和し、自家消費地元住民の飲用については高温殺菌を認めるものとする。

(7) 農村金融を通じて、酪農振興事業及び施設への投融資を大巾にふやし、低利資金を確保する。

9 その他－集約酪農地域指定制度の廃止

酪農振興法、酪農振興基金法を整理し、必要な規定は残るものとする。

但し、「集約酪農地域」の指定制度を廃し、全地域を酪農振興の対象とすることに改める。

二 農業基本法要綱と農林立法要綱

日本農業は、いまや二つの通の分岐点にたっている。一つは、貿易自由化によつて安い外国農産物を無制限に輸入し、その圧迫によつて小農業へ切り立てゆこうとする道である。自民党池田内閣はこの道をとろうとしている。

もう一つは、国の責任において大規模な土地利用計画と畜産、果樹園芸、農産加工等の振興を行つて農業の外延と内包を拡大し、同時にサービス・センターを拠点とする経営共同化と機

械化によつて農業生産性を向上し、もつて農業と他産業との所得格差を根本的に一掃しようとする道である。日本社会党はこの道をとろうとしている。

日本社会党は、ここに日本農業の飛躍的発展をもたらすための農業基本法の要綱として十二条の基本原則を宣明するものである。また、この原則の各条にもとづき、きたるべき総選挙後の国会において別項のような立体的農業関係

各種立法を実現せんとするものである。

農業基本法要綱

一、目的

(1) この法律は日本農業の構造変化を通じて、その生産の量と質とを飛躍的に向上し、国民の必要とする食料品及び原料の自給度を高め、国民経済の発展に寄与するとともに、農民の所得及び生活を豊かにするための基本原則を定めることを目的とする。

二、国の責任

(1) 農民と他産業に従事する者との所得及び生活水準の格差、及び農村と都市との生活文化の不均衡は速かに是正されなければならない。国は前項の目的を実現する責任をとり、土地条件の整備、農業経営近代化、価格安定政策など各般の助成政策を講ずるものとする。

三、農業計画

(1) 国は農業の速やかな発展をはかるため、長期の農業計画を樹立し、その計画に従つて毎年の政策及び財政金融措置を実行しなければならない。

(2) 前項の計画には、土地の開発利用計画、土地の条件の整備計画、農産物の需給計画、農業経営の近代化共同化及び技術の改善に関する計画、農村の生活文化施設の拡充計画及び以上の諸計画実施に必要な財政金融計画を含むものとする。

(3) 政府は前二項の長期農業計画のほか、毎年、前年度の農業報告書を国会に提出しなければならない。

四、土地の所有と利用

(1) 国土は国民に与えられた天然の資源として、何人もこれを公共の利益に合致するよう最高度に利用しなければならない。

(2) 国は土地資源（水資源を含む）の開発とともに、農用地の拡大と土地条件の整備に努めなければならない。

(3) 土地利用区分により農用地として利用す

べき山林、原野については、国は買収又は利用権設定などの方法により、これを農民の組織する生産共同体その他の農民の団体に所有、管理又は利用させることができるものとする。

五、農業経営の共同化

(1) わが国農業の過小農経営を克服し、その規模の適正化をはかるためには、生産の共同体その他農民の協同組織を育成することによって行い、土地所有と労働の分離はこれをおさえるものとする。

(2) 国及び地方公共団体は、総合農業協同組合の下に農業生産共同体の組織を促進し、これに事業及び共同施設に対する助成、機械の貸与、低利資金の貸付、及び税法上の特別措置などにより共同化を助長しなければならない。

(3) 総合農業協同組合及びその連合体は、信用、流通、加工及び生産指導面の活動を活潑に行うため、その規模組織を適正化し、経営内容を改善するとともに、特殊農業協同組合は出来る限り総合農業協同組合に統合する方針をとるものとする。

六、農業の高度化、近代化の促進

(1) わが国農業の主穀生産偏重主義を改め、特に畑地農業、草地農業の振興に重点をおき、畜産、果樹、園芸、農業の発展をはかりこれに伴う農産加工を振興して、農業生産の増大と農村における雇用の増進をはかるものとする。

(2) 国は農林畜産業に関する試験研究施設を充実し、指導普及事業と試験研究施設の連繋を密接にし、全国に農業技術指導所（サービス・センター）農業機械管理所を設けて、経営と技術の近代化、共同化、機械化を促進しなければならない。

七、農産物の価格安定と流通の合理化

（35）

(1) 国は生産費及び所得補償の原則に基き、米麦の主食管理制度を維持し、その他主要農産物の価格支持政策によりその価格の安定に努めなければならない。

農民は農産物価格の決定に参加する権利を保障される。

(2) 国は勤労階層の所得水準を高め又は食生活の改善を指導するなどにより、食糧の消費構造を高度化して農産物の国内需要を拡大するよう努めなければならない。

(3) 国は日本農業と競合する外国農産物の輸入を規制し、国内農業の発展に資するものとする。

(4) 国は農業団体の共販制度を促進しその加工、貯蔵、市場などの事業を助成し、公営の卸売市場を拡大し、農産物の需給と流通の合理化をはからなければならない。

八、農業用資材の供給

化学肥料、農薬、農機具など、農業用資材及び家畜飼料などは、その生産、流通機構を規制して、なるべく安価な供給を確保するものとする。

国は必要により前項の資材、飼料の生産、輸入、販売などの事業を国営又は国の管理の下におくことができる。

九、農林予算と農林金融

(1) 国は農業計画の実施に必要な予算を確保し、その使用の効果を高めるよう努めなければならない。

(2) 国は自然災害による土地及び生産施設の被害に対し、その責任において復旧を行うとともに、災害による損害の補償について充分な助成措置をとらなければならない。

(3) 国は農業協同組合系統資金の系統外への流用を規制し、その利用を一本化し、農業に対する長期且つ低利の資金を確保しなければならない。

国は農業經營を圧迫している固定債務の負担を軽減するため、利子の引下げ、償還期限の延長などの措置を講ずるものとする。

二、農民の権利

国は農民組合法を制定し、農民の諸権利の擁護と、農民の地位向上のための自主的組織

を強化しなければならない。

二、農村生活と文化

国は農村生活の集団化、交通、通信、水道などの公共施設及び文教、保健、社会保障の諸施設を整備して、すみやかに農村と都市との格差をなくすため努めるものとする。

三、その他

本法に規定する原則を実施するため、国はすみやかに所要の法令の改廃新設、財政措置をとるものとする。

農業関係立法要綱

前述の農業基本法綱の十二ヶ条の基本原則のもとづき、次のような諸立法を行う。

○ 土地の所有と利用の原則

○ 国土高度利用促進法

1 五ヶ年計画をもって森林、牧野、農地の実測調査を行ない、全国土の土地利用計画と土地利用地区分を定める。

2 都道府県知事は、土地利用計画にもとづき、開墾建設、草地造成、牧野改良、計画造林、土地の利用転換、土地改良と農地の集団化、部落集団化などの計画をたてる。また都道府県知事は決定された土地利用区分に従い、農地法の規定による国のか買収、利用権の設定等を行う。

○ 農地法改正

1 農業生産組合は農地に関する権限を取得できることとする。

2 農業生産組合に限り農地保有限度を内地平均二十町とする。

○ 土地改良法改正

1 土地改良の国営県営を国営に一本化し、重点施行の大型機械利用で事業完成年限を七年に限定する。

2 団体営土地改良は市町村営にきりかえる。また現在の土地改良区の経理不良なものについては「土地改良区再建整備」を行なう。

3 土地改良事業にともない、耕地整理、交換分合等の農地集団化を義務づける。

○ 開拓營農振興法

1 新規開拓事業および不振開拓地の再建事

1 農産物価格安定審議会を設け、米価審議会に準じて、生産費および所得補償の原則によって対象農産物の支持価格を決定する。

2 支持価格による農産物の政府買い入れは、農業団体の申し込みに応じて無制限とする。

3 支持価格を下回る価格で買い入れたイモを原料とするでん粉は、政府の買い入れの対象としないこととする。

○繭糸価格安定法改正

1 生糸最低価格とまゆ最低価格との関連については、製糸設備近代化による加工コスト低下を反映させる。

2 必要な場合は生糸とまゆとの二重価格制度をもうけ、国の責任においてまゆ価格を生産費以下に低下させないこととする。

3 桑園栽培、蚕児飼育等の共同化によつてまゆ生産費のひき下げを促進するとともに、生糸の市場拡大のための海外宣伝活動の助成をも強化するものとする。

○農産物加工振興法

1 国民の食生活を改善、高度化し、また農産物消費を拡大するため、農産物加工を振兴する。

2 農産物加工は原則として農協を中心とする農民の資金と組織によるものとし、必要な助成、低利資金金融を国が行なう。

3 加工工場の操業計画は、その周辺の地区農業振興協議会の計画と有機的に連携させることとする。

4 農産物加工の分野への漁業会社等の大資本の進出を禁止する。

○公営市場法

1 中央卸売市場法を吸収し、それにあわせ、地方市場についても必要な事項を規定する。

2 公営市場の運営委員会を、農民、消費者、仲買い、卸売り、小売業者、学識経験者の代表をもって構成する。

3 卸売会社は、資本金等の要件をみたしたものを農林大臣又は都道府県知事が認可することとする。また卸売会社の共同負担をもって責任準備積み立てをさせる。

4 取引を公正化し、出荷奨励金等の特殊な慣行を是正して手数料をひき下げる。

農業用資材の供給の原則

1 国は、肥料農薬等の化学製品を製造するモデル工場を建設經營することにより、肥料農薬のコストを正確に把握する。

2 国は、右にもとづき、肥料農薬の適正なコストを償う価格をさだめ、この価格をもつて内需用の肥料農薬をメーカーから一手に買い取る。

2 国は、内需用肥料農薬を、適正なる価格(少なくとも現在の価格より二割は安くなる)で、全購連を通じて国内農民に売り渡す。

3 輸出用の肥料農薬については、各メーカーが日本輸出肥料株式会社を通じて輸出することとし、国は、必要な助成を行なう。

○飼料需給安定法改正

1 国は、国が輸入した小麦あるいは国が国内農民から買い入れた小麦を製粉業者に売り渡すにあたっては、それから生ずるふすまを適正なる価格をもって国が一手に買い戻すことを条件に付する。

2 国は、右のふすまを全購連等の実需者団体を通じて農民に安く売り渡す。

3 国は、また外国飼料を輸入し、飼料の需給状況によってこれを彈力的に払い下げるが、払い下げ経路は実需者団体のみに限定して、業者の不当利潤を排除する。

農林予算と農林金融の原則

○農林中金法改正

1 系統資金の余裕金を、農林、漁業以外への融資にまわすことを禁止する。これにより、農業内への資金還流を約一千億円増額する。

2 系統資金の貸し出しにあたっては、国は、酪農振興、果樹振興等の政策目的ごとに必要な利子補給、損失補償の措置を講ずる。

○農林、漁業金融公庫法改正

1 農林、漁業金融公庫への資金運用部資金の供給を年額一千億円とし、また一般会計からの出資の増額によりその金利ベースを

ひき下げる。

- 2 農業、漁業等の経営共同化に対してもとくに長期低利の融資条件を設定する。

○農業災害補償法改正

- 1 共済組合の事務費人件費は全額国庫負担として農民負担を軽減する。無事戻し制を確立し、三ヵ年無災害のときは一年分の掛け金を払い戻す。

- 2 加入方法を改め、米は強制加入とし、麦、なたね、大豆、果樹などは任意加入とする。任意加入のものにも国の中再保険をかける。

- 3 市町村段階では民主的な機関で公正な損害評価をし、きまつた評価を確定評価とする。

- 4 組合の事業の市町村移譲を促進するとともに、農民の直接選挙で民主的な、共済事業運営委員会を市町村に設け、現在の共済組合役職員を市町村職員にして、勤続年数通算制、待遇の改善などの措置を講ずる。

- 5 農業技術の著しい発達にかんがみ、病虫害防除制度の確立に見合って病虫害を事故原因から除く。

- 6 基準反収をひき上げて実収反収を反映させる。

- 7 農業共済事業の組織、機構を簡素化して

経費を節減する。

- 8 農作物共済事業の市町村移譲の進行と見合って、建物等の任意共済事業は農協へ一括化する。

○農民の権利の原則

- 1 農業に従事する農民をもつて組織する農民組合の團結権を法定する。

- 2 農民団体組織法にもとづく農民組合は、農産物価格、農業用資材価格、農林予算および農林金融等、農業経営と農民所得に関する事項について、政府、業者等と団体交渉を行ない、団体協約を締結することができる。

農村生活と文化の原則

○農村生活近代化促進法

- 1 国は、都市と農村の文化的格差を一掃するため、農村の交通、通信、上下水道などの公共施設、文教、保健、社会保障の共同施設の整備を助成する。

- 2 国は、経営の共同化と同時に、農家集落の集団化をも促進し、規格化された農村住宅の建設を推進する。

- 3 国は、農村の住宅改善、台所改善等に必要な資金の融資制度を創設し、長期低利資金を貸し付ける。

三、災害援護法要綱と災害関係恒久立法要綱

年々頻発する各種の非常災害に対し、現行制度の不合理を是正して、国の責任において十分なる対策措置が講ぜられるようにするため、さきにわが党は、左の原則に基づいて立法措置を行なうとの基本方針を明らかにした。

- (一) 災害立法は災害の都度、特別立法することをやめ、恒久的立法化を図り、災害の程度に応じて一定の基準により自動的に適用できるよう改めること。
- (二) 従来の対策が公共施設復旧に重点を置き、個人民間被害に対しては最少限度の措置に止めた弊を改め、国民生活の安定と民間施設の

復旧のため、手厚い制度を確立すること。

- (三) 公共土木施設、農地農業用施設等の復旧の早期完成をはかると共に、再び災害を招かなければ所要の改良工事についても復旧と同様の措置をとること。

- (四) 中央地方の災害対策行政機構を整備し常時から救助その他応急の設備、器械、物資を備蓄、装備することとする。

- この原則に基づき、日本社会党は、ここに災害援護法要綱ならびに災害関係恒久立法要綱を決定し、次期国会において、これら諸立法の実現を期さんとするものである。

◎人命尊重と被災者の生活援護を最重点とする

災害援護法の制定

(1) 災害援護法要綱（災害救助法の抜本改正）

（救 助）

1 災害救助についての政府の責任と業務を明確にする。特に政府は災害に備え、常時応急食料、衣服、住宅、衛生、資材などの救助資材及びヘリコプター、舟艇、運搬具、通信機などの器材を計画的に準備貯蔵し、災害時にはこれを関係都道府県に配布するものとし、これらの計画を一般に公表するものとする。

2 地方災害対策協議会に対する内閣総理大臣の管理権（法第三条第四項）をやめ、地方ighborhoodの対策協議会を廃止し、地方自治体の権限を強め、救助活動の敏捷性、機動性を強化する。

3 救助の施行について、知事と市町村長との職権委任の関係を明確にし、常時からその業務分担を計画化し、特に五大市については知事の権限を大巾に委譲する。

4 救助の種類の中に、死体捜査と障害物除去、給食器具と給食物資の供与、救助のための施設設備の供与を加える。

5 救助に要する費用は全額国庫負担とする。（法三十六条）

（援 護）

6 国は災害による死亡者（死亡推定者を含む）に対し一々三万円の弔慰金、被災者一世帯当たり三万円の見舞金を支給する。

7 国は六ヶ月以内に受けた診療、薬剤費、手当に係る医療費を支給する。

8 市町村を通じて被災者に対し、最高二十分円以内、無利子、十年償還（据置二年）の生活再建資金を貸付ける。国はこれに対する市町村の起債を認め、利子補給、損失保障を行う。

9 被害農家（米穀生産農家）に対しては自家用飯米の不足分を政府が安く売渡す。（生活保障）

10 被災者で生計困難なものに對して、八ヶ月間、生活保護法に規定する種類、範囲、程度で金品による保護を行なう。このため都道府県、市町村が支弁した費用の百分の

九五を国が負担する。

◎民間灾害、小規模灾害の重視と、早期改良復旧による再度灾害の防止

（建 設）

(2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正法要綱

1 再度災害防止に必要な程度までの改良復旧事業及び関連施設の新設、改良事業を災害復旧事業とみなす。

2 現行法では都道府県十五万円以下、市町村十万円以下の小災害をこの法律による補助の対象としていないが、この限度を都道府県十万円、市町村五万円まで拡大する。

3 堆積土砂及び湛水の排除事業を対象事業とする。

4 工事進度を早めるため、国の負担金の年度別交付割合を、当該年度五割以上、次年度三割以上、三年度二割、合計十割となるよう措置すべきことを法律で規定する。

5 被害激甚地の国庫補助は次の高率適用とする。

イ、自治体の標準税収入の二分の一まで……十分の九・五

ロ、二分の一をこえ標準税収入まで……十分の九

ハ、標準税収入をこえるもの……十分の十

6 被害激甚地指定基準は他の災害関係法のすべて（この指定基準は他の災害関係法のすべてに共通に適用する）

（一）都道府県指定

イ、被害額（即ち公共土木農地、文教施設等被害額のみならず、特例法の対象となる各種被害額を含む）が当該府県の標準税収を上廻る府県

ロ、災害救助法を八割以上の市町村に発動した府県

（二）市町村指定

イ、市町村（土地改良区、農協等を含む）の負担にかかる被害額と当該市町村の区域内の都道府県の負担にかかる被害額の合計額が、当該市町村の標準税収入と都道府県税との合計額を超える市町村

（註）被害額の計算は都道府県の場合

と同じ

ロ、市町村の災害救助法第二十二条に基づく救助費のうちの県の支弁した金額が、当該市町村の標準税収の百分の一をこえるもの。

(三) 旧市町村別指定

市町村別指定の方式に準ずる。

(3) 砂防工事の一部改正法要綱

1 砂防工事に対する国庫負担率を、補助事業では現行の三分の二を四分の三に、直轄事業では現行の三分の二を全額国庫負担に引上げる。

2 府県は砂防工事に要する費用の財源にあてるため、地方債を起すことができるることとする。

(4) 公営住宅法要綱

被害激甚地に指定された地域については次の措置が講ぜられるものとする。

1 天災で滅失した第二種公営住宅の再築費用に対する国の補助を四分の三（現行三分の二）、第一種公営住宅には三分の二（現行二分の二）とする。

2 災害を受けた産業労働者住宅等の資金融通について、償還期間の三年以内の延長と、三年以内の据置期間の設定を行う。

3 補助適用のさい、一市町村内一割以上が災害全域内五百戸以上の減失戸数があることという現行の枠を全廃する。これは住宅金融公庫法の災害融資にも適用される。

(農林水産)

(5) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正法要綱

1 再度災害防止に必要な程度までの改良復舊事業及び関連施設の新設、改良事業を災害復旧事業とみなす。

2 一ヶ所十万元以下の小災害を補助の対象としていないが、これを一ヶ所三万円まで拡大する。

3 一ヶ所の工事の取扱いについて、五十米という距離の基準があるが、これを百米に拡大する。

緩和する。

4 農地の中に採草放牧地及びわさびの育成の用に供される土地を加える。農業用施設の中に牧道を加える。共同利用施設の中に農業協同組合等の所有する事務所及び政令で定める農林水産業者の組織する団体の共同利用施設、阪拓地の農舎、畜舎、水産動植物の養殖施設を含め、共同利用施設の補助率十分の二を十分の五に引上げる。

5 漁業者の所有する小型漁船（総トン數十トン未満）の建造又は取得についての補助を共同利用施設と同等に取扱う。

6 被害激甚地指定地域については、一率十分の九・五の高率補助とし、とくに干拓地における農地等の災害復旧事業は全額国庫負担とする。

7 海水の浸入を受けた農地の際塩事業及び客土に対して十分の九の国庫補助を行なう。

(6) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正法要綱

1 融資限度を一般農業者十五万円を三十万円（果樹栽培農家、家畜所有農家は四十万円）に、養畜業者うなぎ、真珠養殖業者は六十万円に、政令で定める。その他の水産動植物の養殖業者は四十万円とする。

2 据置期間を三年以内とし、償還期間を八年以内とする。（現行五年以内償還）

3 利率は一般の年六分五厘を五分五厘に、開拓者の五分五厘を四分五厘に引下げる。

4 市町村が行なう利子補給・損失補償の経費の全部は一部を都道府県が補助し、その経費の全部又は一部を都道府県が補助し、その経費の全部又は一部を国が補助するることとする。（現行では一部のみしかできないこととする。）

(中小企業)

(7) 天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する暫定措置法要綱

1 恒久立法によって天災を受けた中小企業者に対する事業復興資金を低利かつ円滑に融通できることとする。

2 中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金は、被害中小企業者に対し百五十万

円、被害中小企業の団体に対して一千万円に達する額まで三年間六分五厘の特別金利を適用し、商工中金に対しては国が利子補結する。

3 勤労性事業を行なう小規標事業者に対しては、被害小企業者一人につき二十万円までは償還期限六ヶ月以上三年以内、年三分三厘の特別金利を適用する。この資金の貸付は都道府県と契約する各種金融機関が行ない、国は年七分五厘の範囲内で利子補給する。

4 融資保険、保証保険に特例を設け、それぞの保険価格を引上げ、かつ保険料の額を一率五〇引下げ、そのうち保証保険については、そのてんぱ率を百分の九十に引上げる。また、これらの措置はより予想される信用保険金庫の損失に対しては国が補填する。

5 中小企業振興資金助成法の償還期間を二年に延長するとともに、同法に基づく貸付を災害時に關しても適用せしめることとする。

(8) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業費国庫補助に関する暫定措置法要綱

1 災害を受けた中小企業に対しても農林水産業と同じく、施設復旧事業費に国庫補助の道をひらく。

2 被害地域の事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、同連合会の共同施設の災害復旧事業費に対し、都道府県が四分の三を下らない補助をすれば、国はその三分の二（全体の二分の一）の補助を行なう。

3 右の法定組合のほか、これに準ずると認められる組合（任意組合）にも同様の補助を行ない、また企業組合の経営合理化施設の被災にも同様の措置を行なう。

○災害の都度制定された特例法を恒久立法化し、自動的適用をはかるとともに適用範囲を拡大する。

（社会労働）

(9) 災害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法要綱

被害激甚地の地方公共団体に対して次の特

別措置をとる。

1 災害時の伝染病予防法作業に対し、現行

法（伝染病予防法）では、市町村支出分について府県が三分の二補助するとなつてゐるのを全額補助とし、それに対する国庫補助率現行二分の一を三分の二に引上げる。

同時に、府県及び政令市の行なう伝染病予防費支出分に対する国の補助率を現行二分の一から四分の三に引上げる。

2 伝染病院、隔離病舎等の災害復旧費については、市町村営の施設に対する府県の補助率を現行法（伝染病予防法）の三分の二から六分の五に引上げ、これに対する国庫補助を現行三分の一から五分の四に引上げる。

3 水道の復旧費用（上水道、簡易水道を含む）について、災害関連施設を含め国が二分の一を補助をする。

4 ふん尿処理、清掃費、公衆便所、し尿貯溜槽、ごみ焼却場、火葬場の災害復旧費について、市町村支出の三分の二を国が補助する。

5 災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧に関する特別措置法要綱

1 生活保護法に基づく保護施設について、市町村営のものの災害復旧費に対する府県負担率は、現行四分の一を六分の一に引下げ、日赤・社会福祉法人の設置する施設の復旧費に対する府県負担率は、現行四分の三から六分の五に引上げる。国の府県に対する負担率を現行二分の一から五分の四に引上げる。また、市町村と府県が支弁した復旧費に対する国の補助を現行の二分の二から三分の二に引上げる。

2 児童福祉法に基づく児童福祉施設の災害に対する国の補助（現行二分の一乃至三分の一）を一率三分の二に引上げる。また市町村営の児童福祉施設の復旧費に対する府県の負担率現行四分の一を六分の一に引下げ、日赤・社会福祉法人の設置する施設の復旧費に対する府県負担率現行四分の三を六分の五に引上げる。国の府県に対する負担率を現行の三分の一から五分の四に引上

げる。

- 3 公益質屋法に基づく確災公益質屋の設備に要する費用の三分の一（現行二分の一）、質物の流失、き損により担保される債権を失った市町村に対し、損失額の十分の八に相当する交付金を国が負担する。

(11) 災害を受けた病院診療所等の災害復旧に関する特別措置法要綱

- 1 災害によって被害をうけた公的医療機関の復旧に要する経費の三分の一を国が補助すること。

2 また私的医療機関に対しては、中小企業

金融公庫、国民金融公庫等から復旧資金を貸しつけ、その貸付条件を、利率年六分五

厘、二年据置き、十年々賦、一口二百万円

以内とする。

(12) 母子福祉資金貸付法の一部改正法要綱

被害激甚地において次の措置を行なう。

1 災害後一ヶ年間の貸付金に対しては、生

業資金と事業継続資金の据置期間を二年と

する。また、住宅補修資金の据置期間を二

年間とし、その間は無利子とし、償還期限

を据置期間経過後五年以内とする。

2 当該年度と次年度を限り、国の貨付倍率

を現行の二倍から三倍とする。

災害を受けた地域における国民健康保険事

業の補助に関する特別措置法要綱

被害激甚地に対し、保険料及び医療給付費の一部負担金を減免し、その減免額の十分の八を国が補助する。

(14) 灾害を受けた者に対する福祉年金の支給に

関する特別措置法要綱

財産の五割以上の被害をうけた被害者にあ

つては、本人又は配偶者、扶養義務者の前年

所得が一定額以上の場合でも、福祉年金の支

払停止を行わないこととする。

(15) 灾害を受けた地域における失業対策事業に

関する特別措置法要綱

災害地域での失業対策事業を全額国庫負

担で行なう。労務費、事務費、資材費の国

庫負担は十割となる。

2 全額国庫負担にいる失業事業の期間は一

ヶ年とする。

(16) 災害を受けた者の失業保険特例法要綱

- 1 災害により事業所が休業したとき（交通

杜絶で通勤できないものも含む）失業保険金を支給する（仕事が回復すれば継続勤務として通算する）

2 災害の場合は待定期間をなくし、直ちに支給できることとする。

（文教）

(17) 災害を受けた公立の学校等の災害復旧に関する特別措置法要綱

被害激甚地について次の措置をとる。

1 公立学校、公立社会教育施設の災害復旧事業費に対し高率補助を行なう。

イ、公立学校：四分の三（現行三分の二）

ロ、公立社会教育施設：

三分の二（現行二分の一）

2 一般補助、高率補助とも一施設当たり十万円以上を補助の対象としているのを、一校当たり十万円（建物・工作物・土地・設備を合計して）とする。

(18) 灾害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法要綱

被害激甚地の私立学校施設の災害復旧事業費に対し、国が二分の一の国庫補助を行なう。また、私立学校振興会から被害地の学校法人以外の私立学校に対しても、災害復旧資金の貸付ができるようにする。

(19) 水防法の一部改正法要綱

1 水防管理団体の水防に要した費用に対する國の補助対象に、施設の外に資材を加える。

2 右の補助率について、被害激甚地には三分の二（現行三分の一）の高率適用とする。

（地方自治）

(20) 灾害を受けた地方公共団体の起債の特例法要綱

1 灾害による地方税、使用料、手数料等の減税によって生ずる歳入欠陥を補う場合及び災害対策に通常要する費用の財源とする場合、地方債の起債を認め、これに対し国

は毎年度元利償還金に相当する額を当該地方公共団体に交付することとする。

2 被害地の再建団体については、財政再建

(21)

債の利子支払額に相当する金額を国が当該地方公共団体に交付するものとする。

災害により被害を受けた公務員等に対する

国家公務員共済組合等の給付の特例法要綱

1 国家公務員共済組合の組合員若しくはその被扶養者が死亡した場合は、国家公務員共済組法により、本人の場合は俸給一ヶ月分となつてゐるが二ヶ月分を、被扶養者の場合は同じく半ヶ月分となつてゐるが一ヶ月分を支給することとする。

2 住居又は家財については同法の別法によつて三ヶ月以内において定められているが、二十八年度災の場合を参考とし、これに加えて別に運営規則で三ヶ月の範囲内で定めた月数をえた月数によって災害見舞金を支給することとする。

四、甘味資源対策要綱

一、趣旨

昨年十一月、甘藷の生産者価格は實当り十六・七円にまで暴落し、農產物価格安定法にもとづく政府の支持価格二十五円を大巾に割つて、全国四百万に及ぶ甘藷生産農家に深刻な打撃をあたえた。しかも、今日なお、澱粉の政府手持ち在庫は五千万貫に達し、原料甘藷の価格支持にたいする生産農家の不安はいつそう増大している。

このような甘藷価格の下落は、徒来、食用中心であった用途を、食量生産の回復にともない、工業用及び飼料用に転換していくといふ、計画的な、長期の見通しに立った政策にかけていたために外ならない。

また、農產物にたいする貿易自由化政策は、國際価格に比べて国内価格が、澱粉において三割高、精糖において四割高という現在、中小企業の多い澱粉工業、育成途上のブドウ糖工業、てん菜糖工業をはじめ、原料甘藷、てん菜生産農家に及ぼす影響は甚大であり、政府の、自由化を前提とし農村人口六割削減を目標とする農業政策は、生産農家に更

に大きな不安をあたえている。

かかる農民を犠牲にする自由化政策を阻止し、新技術を導入したブドウ糖工業、てん菜糖工業の振興、含糖率の高いてん菜新品種の育成、工業用及び飼料用甘藷の普及、畜産の振興と結合した、てん菜及び甘藷生産の經營改善等を強力に進めるならば、現在の甘藷生産の過剰を一掃しうるのみならず、百万トンの輸入砂糖を漸減して自給度を高め、さらに国民生活の向上によって、砂糖、畜産、製品の需要を伸ばし、農民所得の向上をもたらすことなどが可能である。

このように現在危機に直面している畑作農家の経営を改善し、農業の発展と国民生活の向上をはかるため、甘味資源に対する基本的対策を確立し、これを強力に推進することが必要である。

公共企業体職員共済組合、市町村職員共済組合についても、右と同様の主旨において改正を行ない罹災者に支給する。

3 地方共済公団体の職員であつて、これらの組合の組合員でないものについては、弔慰金については右と同様一ヶ月、又は半月分を支給し、災害見舞金については二ヶ月の範囲内で支給することとする。

4 国はこの組合員でない職員に支給される災害見舞金ならびに弔慰金については、これに要する費用の二分の一を負担することとする。なおこの法律施行前に支給された弔慰金等については、本法の内扱とみなす。

(一九六〇・九・一二)

二、甘味資源対策の内容

1 生産計画、需給計画の確立

(1) 国民食生活向上計画の一環として、砂糖需給計画を確立し、これにもとづき、甘味資源生産振興計画、輸入計画を樹立

推進する。

(2) 国内甘味資源の生産振興により、第一期長期計画四ヶ年において、国内自給度を五割高める。

2

貿易自由化の阻止と独占的利益の規制

- (1) 競合農産物の自由化を阻止し、砂糖については、原料糖の輸入を国で管理し、これを競争入札で精糖業者に払下げ、その際、砂糖の輸入差益を国庫におさめ、これを財源として、でん粉及びてん菜糖の振興を進める。
- (2) 将来、この国の管理を強化して、砂糖を専売制に移し、消費者価格を安定させるとともに、てん菜、甘藷生産農家の振興をはかる。

3

てん菜糖工業、ブドウ工業の振興

- (1) 農協を中心とする農民の資金と組織によるてん菜糖工場、ブドウ糖工場を育成するため、国の融資利子補給等の助成策を推進し、周辺地区の農業振興計画と有機的に連携をもち、新技術を積極的に導入した工場を計画的に発展させる。
- (2) このため農産物加工振興法を制定する。
- (3) 農業以外の資本による工場に対しても、国の助成を同様に行なうが、この場合とくに周辺地区的生産農民との関係、原料農産物の買上価格工場運営等についての国の監督指導を強化する。

5

てん菜生産、甘藷生産の経営改善

- (1) てん菜生産及び甘藷に関する試験研究を拡充し、新品種の育成普及、経営、技術改善に関する指導体制を強化する。
- (2) てん菜については畜産と結びついた経営の高度化、甘藷については工業用、飼料用品種の普及と畜産振興等、乳牛、役肉牛、豚の飼養と有機的に結合した合理的経営を発展させる。
- (3) このため、家畜導入、共同畜舎、サイロ、いもすり機、乾燥機、ビート堀取機等共同利用施設等にたいする融資助成、共同化にたいする指導等を積極的に行なう。

(一九六〇、九、二〇)

資料

一、拠出制国民年金の実施延期に関する件

拠出制国民年金に対する批判及び反対意見は、国民のなかに日増しに強まっている。わが党も、従来、真に国民の利益に奉仕する国民年金制度の創設を主張してきた。政府は「死亡一時金制度」、「減額制度」等の末しよう的な改正で

問題を糊塗しようとしているが、このような末しよう的修正が国民の要望する国民年金制の姿に程遠いことは誰れの目にも明らかである。わが党は、現行国民年金法を抜本的に改正するための法案を通常国会に提出するため準備中であ

4

生産者にたいする価格支持、取引適正化

- (1) 農産物価安定法を改正し、生産費および所得補償の原則によつて甘藷等の生産者価格を支持する。過剰澱粉の全量買上げ、政府支持価格の早期決定により、支拂価格の完全実施をはかる。農産物価格安定審議会を強化し、生産者代表を参加させ、価格及び取引の適正化を行なう。

- (2) てん菜生産振興臨時措置法を改正し、生産費及び所得補償を原則とする生産者価格を実現する。含糖率検査等を科学的かつ合理的に行なうよう改善するとともに、取引において生産者の発言権を強化する。

るが、当面、拠出制国民年金の実施（明年四月一日から実施）を延期する「国民年金法の一部改正案」を来たる臨時国会に提出する。

○

（拠出年金の実施を延期し、これを改正する理由）

- 一、保険料が定額制であり、貧富の差別にかかりなく一率に徴収されるのは所得再配分という社会保障の理念に沿わない。
- 一、保険料の免除制度が不完全であり、また減額制度が皆無のため、保険料負担が貧しい階層の生活を圧迫する。
- 一、年金支給額が最高月三千五百円では、憲法で保障された「健康にして文化的な最低限度の生活」が老後に期待しがたい。
- 一、資格期間の二十五年は余りに長すぎるだけ

二、現行国民年金法と社会党案の比較

一、拠出年金

保険者

現行国民年金法

保険者は政府である。

被保険者

日本国内に居住する二十歳以上六十歳未満の全国民を被保険者とする。

ただし、現行被用者年金制度（厚生年金・船員保険・恩給・各種共済年金等）の適用者および受給者（遺族給付を除く）は適用除外とし、これらの者の配偶者、遺族年金の受給者および学生は任意適用とする。また制度発足時に五十五歳以上六十歳未満のものは適用除外とし、五十五歳以上五十五歳未満の者は任意適用とする。

保険料

二十歳以上三十五歳未満は月額一〇〇円、三十五歳以上は一五〇円。（定額保険料採用）

二、社会党案

保険者

社会党案

保険者は政府である。

被保険者

日本国内に居住する二十歳以上五十五歳未満の全国民を対象とする。

社会党案はすべての被用者を「労働者年金」として整理、統一するので、労働者以外の農漁民、商工業者、医師、弁護士、すべての自営業者と労働者の家族を含めた全家庭の主婦、無職者を「一般国民年金」の被保険者として、強制適用者とする。

保険料（税）

国民年金税として、所得比例方式により、均等割五、所得割三、資産割一の割合で徴収する。

均等割は国民年金受給資格者一人につき年一千円（月九〇円弱）。保険税の平均は月一六六円となる。

でなく、六十五歳からの支給では余りに遅すぎるとする。

一、最高時三兆六千億円に達する積立金の民主的な運用の方法が明らかでない。厚生年金保険積立金のように大企業のために一方的に使われる恐れがある。

一、他の公的年金制度との通算調整が未解決であり、安心して保険料を納めることができない。

（三十五、十、二）

A 保険料の免除

法定免除

- 1 国民年金・障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき。
- 2 生活保護法による生活扶助又はらい予防法による生活扶助を受けるとき。
- 3 国立のらい療養所その他の施設であつて厚生省令で定めるものに収容されているとき。

申請免除

- 1 所得がないとき。
- 2 被保険者又はその他の世帯員が生活保護法、らい予防法による教育扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助又は葬祭扶助をうけるとき。
- 3 地方税法に定める障害者又は寡婦であつて年間の所得が十三万円以下であるとき
- 4 その他保険料を納めることが著るしく困難であると認められるとき。

減額制度なし

B

B 減額制度（年金税の控除）

社会党案は生活扶助を受けている程度（免除）以上でなお保険税拠出困難な人達の救済措置として十段階の減額制を採用している。

百分の九十減額のもの

年保険税 一〇〇円（月九円弱）

百分の八十減額のもの

年保険税 二〇〇円（月十八円弱）

百分の七十減額のもの

年保険税 三〇〇円（月二十六円）

百分の十減額のもの

年保険税 九〇〇円（月七十五円）

老 令 年 金

△保険料拠出期間▽

二十歳から六十歳まで四十年間

△受給資格▽

- 1 保険料を二五年以上納付したもの（免除を受けたものは十年以上）
- 2 支給開始年令 六十五歳に達したもの

△支給額▽

二五年以上二六年未満 年額 一四、〇〇〇円

A 保険料の免除（非課税）

1 世帯主が生活保護法の規定による生活扶助を受けているとき。

- 2 世帯主及びその世帯に属する者の前年の合計所得金額を世帯主及びその世帯に属する者の数で除して得た金額が生活保護の扶助基準額又はそれ以下のとき。

二五年以上二六年未満

年額 一四、〇〇〇円

△支給額▽

- 1 八四、〇〇〇円を一律に支給し、これに拠出期間の月数を四百二十で除して得た数を乗じた額を加算支給する。

三〇年以上三一年未満 三一、〇〇〇円
 三五年以上三六年未満 三六、〇〇〇円
 四〇年 四二、〇〇〇円

なお、拠出期間により十六段階に区分されているので詳しくは後の資料(第一表)を参照のこと。

2 保険料免除の取り扱いを受けた者で十年以上保険を納付し、かつ、その納付済み期間と保険料免除期間との合算期間が二五年未満のものは

一〇年以上一一年未満	一二、〇〇〇円
一五年以上一六年未満	一五、〇〇〇円
二〇年以上二一年未満	一八、〇〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円
なお、十四段階に区分されているので詳しくは後の資料(第一表)参照のこと。	

3 経過措置として昭和三六・四・一において三十六歳をこえる者のうち、保険料納付済み期間が一四年未満であるものについては、七十歳に達するまでの間次の通り支給する。

年額

一〇年以上一一年未満	九、六〇〇円
一一年以上一二年未満	一〇、八〇〇円
一二年以上一三年未満	一二、〇〇〇円
一三年以上一四年未満	一三、二〇〇円
4 1、2、の場合において、六十五歳に達する前に支給延期の申し出をすれば老令年金が増額される。	

障害年金

△受給資格▽

1 保険料を最低三年以上(保険料を免除された期間がある場合は一年六ヶ月)納付したもの。

2 障害の程度が二級(片腕または片足を失った程度)以上のもの。ただし、内科疾患にもとづくもの及び精神障害は含まない。

△支給額▽

1 拠出期間により異なる

年額

二六年未満	二四、〇〇〇円
三〇年以上三一年未満	三〇、〇〇〇円
三五年以上三六年未満	三六、〇〇〇円

障害年金

△受給資格▽

1 保険料(税)の拠出期間にかかわりなく制度加入と同時に受給資格がある。

2 障害の程度が三級以上(両足のすべての足ゆびの用を廢したもの)のもの。内科疾患にもとづくもの及び精神障害も含む。

△支給額▽

1 障害の程度が一級(両手または両足を失った程度のとき)。

八四、〇〇〇円に障害前の拠出期間のうち、国民年金の拠出期間(三十五年)の月数を障害前の拠出期間の月数で除して得た

2 ただし、五十五歳より繰り上げ請求をした者は、政令で定めるところにより八四、〇〇〇円を減額する。

(注1) 社会党案の月額最低七、〇〇〇円の額は、成人男子一人の労働再生産費八、〇〇〇円に見合うところの、老人の最低生活費という考えに立っている。

(注2) 現行制度と社会党案と年金支給総額を比較すると次の通り

社会党案	六四歳の人の場合		六七歳の人の場合	
	年金額	支給総額	年金額	支給総額
八万	○		四万	一二万
四千円	○		二千円	六千円
四二万円			八万	
四千円			四千円	六七万
			二千円	

四〇年

四二、〇〇〇円

- なお、詳しくは後の資料（第二表）参照
2 廃疾の程度が一級（両手または両足を失った程度）に該当する場合は年額六、〇〇〇円（月五〇〇円）を加算する。

母子年金

△受給資格▽

- 1 保険料を最低三年以上（保険料を免除された期間がある場合は一年六ヶ月以上）納付したもの。

- 2 妻が夫と死別し、かつ夫によつて生計を維持していた被保険者であること。

- 3 子が死亡当時十八歳未満であること。

△支給額▽

- 1 抛出期間により異なる

年額

三〇年未満

一九、二〇〇円

三五年以上三六年未満

二二、八〇〇円

四〇年

二五、八〇〇円

なお、詳しくは後の資料（第三表）参照

- 2 子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき年額四、八〇〇円（月四〇〇円）を加算する。

遺児年金

△受給資格▽

- 1 被保険者である父若しくは母が死亡したこと。

- 2 死亡当時、父又は母によつて生計を維持していたこと。

- 3 子が父又は母の死亡当時十八歳未満であるか、或いは二十歳未満で二級以上の廃疾状態にあること。

- 4 父又は母の死亡当時、その子と生計を同じくする子の母又は父がいなかつたこと。

- 5 父又は母が保険料を最低三年以上（保険料を免除された期間がある場合は一年六ヶ月以上）納付していること。

△支給額▽

- 1 父又は母の保険料抛出期間にしたがつて支給額が異なる。

数を乗じて得た額を加算

- 2 障害の程度が二級（片手または片足を失った程度）のとき

- 一級の金額の百分の七五に相当する額

- 3 障害の程度が三級（両足のすべての足ゆびの用を廃したもの）のとき

遺族年金

△受給資格▽

- 社会党案は、受給資格者が死亡した場合、母子、寡婦、遺児、父母、孫、祖父母等に遺族年金を支給する。このため、現行法のように、母子、遺児、寡婦年金と三つに分けず、遺族保障は遺族年金に一本化してある。

△受給資格▽

- 1 被保険者が死亡し、かつその遺族であること。

- 2 遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹で、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた者。

- 3 ただし、子、孫及び弟妹は二十歳未満で婚姻をしていない者。

- 4 受給資格者の死亡当時胎児であった子が出生したときは、将来に向かって、受給資格者の死亡当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。
(注) 社会党案は右のように、母子、遺児、寡婦だけでなく準母子、病身の寡父、父子等に年金が支給される。

△遺族の順位▽

- 1 遺族年金を受ける遺族の順位は、配偶者、子、孫、祖父母、弟妹の順序とする。

- 2 父母については養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして父母の実父母を後とする。

△支給額▽

- 1 老令年金の半額四二、〇〇〇円を一律に支給し、子については一四、四〇〇円を加算する。

- 2 右の額に死亡した者の国民年金の抛出期間の月数をその者が二十歳から死亡した時までの期間の月数で除して得た数を乗ずる。

三〇年未満 七、二〇〇円
三五年以上三六年未満 九、〇〇〇円

四〇年

一〇、五〇〇円

3 同順位の者が二人以上あるときは、右の支給額をその人数で等分する。

なお、詳しくは後の資料（第四表）参照のこと。

- 2 受給権を取得した子が二人以上あるときは第二子以降の子につき四、八〇〇円加算した額をその子の数で除して得た額とする。

寡婦年金

△受給資格▽

- 1 被保険者であった六十五歳未満の夫が死亡したこと。
- 2 死亡した夫が老令年金を受給要件を満たしていたこと。
- 3 妻が夫の死亡当時、夫によって生計を維持し、かつ六十五歳未満であつて夫との婚姻関係が十年以上継続していたこと。
- 4 夫が障害年金の受給権者であったことがないこと。

△支給額▽

- 受給資格者に六十歳から六十五歳までの間、夫が受けるべき老令年金額の二分の一を支給する。

二 福祉（無拠出）年金

○経過的補完的措置として老人、母子、身体障害者に各々老令年金、母子年金、障害年金の福祉年金がある。

老令年金

△受給資格▽

1 所得制限

- イ、本人の所得が年合計十三万円以下であること。

- ロ、配属者が前年の所得につき所得税を納付していないこと。

- ハ、世帯の所得が年合計五〇万円以下であること。

- ニ、民法による扶養義務者により生計を維持するものにあっては、前年分の所得税額が二三、六〇〇円未満であること。

- 2 受給をうける者

- イ、七十歳以上の者

- ロ、昭和三四・二・一現在七十歳未満で、

○社会党案は経過的措置として老人、母子、身体障害者に各々無拠出の養老、母子、障害年金を支給する。

養老（老令）年金

△受給資格▽

1 所得制限

- イ、本人の所得の年合計が十八万円以下であること。

- ロ、配属者の所得制限はなし

- ハ、世帯所得制限は現行法と同様

- 2 受給をうける者

- イ、施行の際六十歳以上である者

- ロ、施行の際五十五歳から五十九歳までの

昭三六・四・一において五十歳をこえる者

者が七十歳に達したとき

ハ、保険料免除期間が三〇年をこえ、七十歳に達しても拠出年金が受けられない者

△支給額▽

七十歳より年額一二、〇〇〇円（月一、〇〇円）

六〇歳より 年額一二、〇〇〇円
（月一、〇〇〇円）
六五歳より 年額二四、〇〇〇円
（月一、〇〇〇円）
七〇歳より 年額三六、〇〇〇円
（月三、〇〇〇円）

障害年金

△受給資格▽

- 1 所得制限は老令福祉年金と同じ
- 2 廃疾の程度が一級（両手または両足を失った程度）以上のもの（ただし、内科疾患によるもの、精神障害は除く）

△受給をうける者▽

次のいずれかに該当するものが一級程度の

廃疾状態にあるとき

- 1 抛出年金の被保険者で保険料の免除を受けた期間が長かったため、拠出制の障害年金が受けられない者
- 2 二十歳未満で拠出制の障害年金が受けられない者

△支給額▽

一級のみ 年額一八、〇〇〇円

（月一、五〇〇円）

△支給額▽

一級該当者 年額四八、〇〇〇円

（月四、〇〇〇円）

二級 ノ 年額三六、〇〇〇円
（月三、〇〇〇円）

三級 ノ 年額二四、〇〇〇円
（月二、〇〇〇円）

母子年金

△受給資格▽

- 1 次の要件を満たしている妻イ、被保険者たる妻が夫と死別し、かつ夫の死亡当時夫によって生計を維持したこと。
- 2 子が夫の死亡当時義務教育修了前（二十五歳以上の子がある場合を除く）であること。

- ハ、所得制限は老令年金と同様

者で六十歳に達した者

ハ、社会党案は拠出制加入者はイ、口を除いて、保険料の拠出にかかわりなく拠出

老令年金が支給されるので補完的措置として、拠出制の被保険者が養老（無拠出）年金をうけることはない。

△支給額▽

六〇歳より 年額一二、〇〇〇円
（月一、〇〇〇円）

六五歳より 年額二四、〇〇〇円
（月一、〇〇〇円）

七〇歳より 年額三六、〇〇〇円
（月三、〇〇〇円）

障害年金

△受給資格▽

- 1 所得制限は養老（老令）年金と同じ
- 2 廃疾の程度が三級（両足のすべての足ゆびを失った程度）以上のもの（内科疾患によるもの、精神障害を含む）

△受給をうける者▽

十五歳から十九歳までの者

- 2 施行の際五十五歳以上であるもの
- 3 施行の際三級以上の障害者であるもの

母子年金

△受給資格▽

- 1 所得制限は養老（老令）年金と同様
- 2 女子であつて配偶者（事実上の婚姻関係も含む）のない者又はこれに準ずる女子であつて政令で定める者が現に児童（二十歳未満のもの）を扶養しているもの

（注）社会党案では拠出年金に加入していくものは保険料の拠出期間にかかわりなく受給資格者は拠出年金が支給されるの

△受給を受ける母子▽

で補完的に福祉（無拠出）の母子年金を支給することはない。

- 1 障害年金と同様に、妻が拠出年金の被保險者で保険料の免除を受けた期間が長く拠出制母子年金を受けられない者
- 2 制度発足当時すでに夫と死別して義務教育終了前の子を扶養している者

△支給額▽

- 1 死別母子世帯のみ
年額 一二、〇〇〇円（月一、〇〇〇円）
- 2 子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき年額二、四〇〇円（月二〇〇円）を加算する。

△支給額▽

- 1 死別母子世帯だけでなく、準母子世帯、病身の父子世帯等にも支給
年額 三六、〇〇〇円（月三、〇〇〇円）
- 2 子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき年額七、二〇〇円（月六〇〇円）を加算する。

三、その他著るしい相違点

年金額の物価スライド

現行国民年金法四条（年金額及び保険料額の調整）に規定

「……国民の生活、その他の諸事情に著るしい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるための調整を加えられるべきものとする」としてあるが物価変動の比率に応じて年金額をスライドするという点は明確でない。

生活保護法との関係

生活保護法の保護者に福祉年金が支給される場合においては、生活保護第四条一項により収入として認定され、生活保護費は減額される（生活保護とは併給されない）。受給権に対する公課のみ禁止（法二四）

生活保護法との関係

社会党案では第八十三条で規定。この法律の規定により特別年金（無拠出）を受ける権利及び支給を受けた年金は、生活保護法第四条一項の規定の適用については、その者の利用しうる資産に、支給を受けた年金は、同法八条一項の規定の適用については、その者の金銭に含まれないものとする」として併給を認めている。

また、租税、その他の公課を課せない。

他の公的年金との通算調整

現行国民年金法に規定なし。

付帯決議により、現在、検討中

他の公的年金との通算調整

社会党案は「国民年金の施行及び国民年金と他の年金との調整に関する法律案」により現行公的年金との調整をおこなう。

1 社会党案によれば現行の被用者年金を

「労働者年金」として一本化し、年金額を八四、〇〇〇円を基礎とした国民年金の老年金額に平均標準報酬月額を加え、月平均一万一、二五〇円として、一般国民年金と調整する。

2 完全なる持ち分移管方式を採用し、既得権、期待権を尊重し、途中で制度が変わる

人、或いは途中転職者の利益を保護している。

庫負担

- (1) 国庫負担
抛出年金については総保険料収入の二分の一
一 (保険給付の三分の一)
(2) 無抛出年金については全額

完全積立方式により国庫負担は抛出年金の実施される三十六年度は左の通り

一 (抛出制)	二二六億
無抛出制	三〇六億
計	四三三億

(三六年から六〇年までは大体四五〇億前後)

積立金運用

現在のところ検討中

注) 厚生年金の積立金(現在約四千億)は大蔵省資金運用部に一括して預託され、財政投融資資源として大蔵省が運用している。

積立金運用	(社会党の主張)	(3) (2) (1) 国庫負担
初年度	約一千二百十三億円	一般国民年金保険は給付額の五割
年金税	養老年金: 約七九八億円 母子年金: 約三一六億円 身体障害者年金: 約四五五億円 事務費: 約四八億円	労働者年金保険については給付費の二割
徴収事務費	約五三億	無抛出年金については全額
		無抛出年金については全額

積立金の運用は抛出者の意向を反映し、国民生活の向上と福祉の方向に運用すべきだし、運用機関とは別個に監査、審議機関を設けて現在の厚生年金のような非民主的な運用を改めるべきだとしている。

三、石炭雇用対策についての申し入れ

わが党は炭労大会が三池争議收拾を決定したこの機会に政府に対し、今後の石炭鉱業安定政策並に炭鉱離職者対策について次の立法並に行政措置を要求する。

第一、石炭鉱業安定政策

一、わが国エネルギー源としての石炭鉱業の重要性の認識

最近わが国の政界並に財界においてエネルギー革命により石炭鉱業は斜陽化してしまっており、今後需要の飛躍的拡大が予想されるとき、国産エネルギーの最大な供給源である石炭鉱業の価値は少しも変わっていないとみるべきである。しかも石炭鉱業における雇用吸収率は他

産業に比して非常に高く、一千万人の潜在失業者を有し、今後十年間年々生産年令人口が一三〇万人増大し、わが国経済において雇用問題が中心課題でなければならない点からいっても、石炭鉱業の地位はゆるがせにできない。

政府は石炭鉱業に対する基本的考え方を確立し、無定見な、その場その場の政策を行なうべきではない。

二、石炭鉱業近代化の促進

(1) 近代化を図るために、先づ生産の基盤である鉱区の整理、統合を行つて生産体制の集約化を行わなければならない。

(2) 石炭鉱業開発株式会社の設立

炭鉱の開発には極めて長期間を要し、多大な資金を必要とする関係上、未開発炭田の開発は殆んど放置されている現状である。よって休眠鉱区を解放し、政府並に民

間共同出資による石炭鉱業開発株式会社を設置し、緊急かつ計画的に開発する。

(3) 中小炭鉱の協同化

炭鉱を適正規模にするため、中小炭鉱の協同化を推進し、国は助成措置を講ずる。

三、石炭需給の安定

(1) 流通機構の一元化

昨年まで貯炭は一二〇〇万トンを数え戦後最高といわれたが、その後の経済活動及び渴水による火力発電用炭の需要により、貯炭は全く底をつき、昭和二八年以來始めて一般炭を輸入することになった。

生産に全く弾力性のない石炭鉱業に於ては石炭需給の調整機関が必要である。しかも流通機構の錯綜は販売輸送コストの上昇を招き、又投機的要因となる。

よって石炭の買収、元売、貿易を一手に行う公的機関を設立する。

(2) 新需要の開拓

石炭の需要を拡大するためには、固体燃料の流体化及び化学用原料としての利用を図るべきである。低品位炭利用の火力発電並に超高压送電線の架設。一般炭の完全ガス化。石炭化学の推進。

四、研究体制の確立と石炭鉱業安定会議の設置

石炭生産の近代化（例えば水力採炭、坑内ガス化）並に災害防止の研究、さらに石炭資源の活用と需要の安定拡大に資するため、国の出資による石炭総合研究所を設立する。

経営、労働、消費に関する各代表、学識経験者をもって構成する安定会議を設置する。

五、競合輸入エネルギーに対する規制並に関税措置

石油をはじめ輸入エネルギーについての貿易の自由化は国内エネルギー重大影響を及ぼす点に鑑み、慎重に取扱うと共に、石炭鉱業の近代化の進行状態を勘案しながら規制並に関税措置を行うべきである。

第二、炭鉱離職者対策

積極的に雇用市場を開拓し、自から職業紹介事業を行わしめる。

(2) 労働者の移動の円滑化を阻害している最大の隘路は住宅の不足にあるので、住宅対策につき次の措置を講ずる。

(1) 援護会は労働力需要の主要都市に直接産業労働者アパートを建設し、離職者を入居せしめる。

(2) 炭鉱離職者を雇用した事業主に対し、貸与する簡易移動宿舎については、世帯用を増加し、貸与期間を延長する等条件の緩和を図る。

(1) 炭鉱離職者を五人以上雇用した事業主に対し交付する住宅確保奨励金と同様なものをして炭地帯から移住した炭鉱離職者自身にも交付する。特に借家の場合その金額を増額する。

(3) 中年以上の離職者の雇用は極めて困難であるので、それを打開するため、自から事業を行おうとする者に対しては公的金融機関における生業資金の枠を設定するとともに、援護会は生業資金の貸付に対する保証を行い、その一部を補助する。

(4) 離職者が協同して事業を行う場合、石炭合理化事業団の所有する土地、建物、器材機具を無償又は低廉で譲渡し、貸付ける。

(5) 再就職を行っても、未熟練等で賃金が低い場合が多いので一定期間以前の所得との差を補償する。

(6) 職業訓練手当を増額することも失業保険受給者にも訓練手当を併給する。

(7) 法の対象とする炭鉱離職者の範囲を拡大する。

(8) 右の措置は駐留軍離職者にも適用するよう今後検討する。

二、石炭地帯開発公団の設立

(1) 工業の適正配置に関する法律の制定

英國の地方雇用法（工場配置法）の如く工場の配置を計画的に適正に行い、わが国に於て現在みられる如き、大需要地への無計画な過度集中をさけ、雇用の拡大と地域的な経済力の不均衡を是正するため法律を制定する。多発的失業地帯に於ける工場誘致は本法の大綱柱である。

一、炭鉱離職者臨時措置法の改正

(1) 炭鉱離職者接護会の機構を拡充強化して

荒木文相は、その就任と同時に、前任者の時に行なわれていた、日教組代表との話し合いを拒否し、さらに進んで、日教組を「無法者」の

四、荒木文相に対する申入書

- (2) 工業の適正配置に關する法律に基き炭鉱地帶の産業構造を変更し、再編成し、多数の離職者の安定向的就労を確保するため石炭地帯再開発公団を設ける。
- (3) 公団は特殊法人とし、国が出資する。
- (4) (3) 公団は本部を東京に、支部を産炭地方毎に設ける。
- (5) 公団の業務
- (1) 工業用地の造成、買収、譲渡、貸付及び工業用水の確保
 - (2) 低品位炭を利用する新銳火力発電の設置及び超高压送電の架設、北九州、筑豊地方に於いては、八幡製鐵の鋼材を使用しての、雇用吸収度の高い自動車その他の機械工場の設置。
 - (3) そのため公団は工場用地の造成、買収並に無償又は低廉で譲渡又は貸付を行う。
 - (4) 工場建物の建築費の補助又は工場に対する出資
 - (5) 公団は工場の建物の建築費の一部を補助し又は一定限度内に於いて工場に出資する。
 - (6) 遠賀川選炭污水の綜合処理
- 石炭選炭污水を一定個所に集め、微粉炭と工業用水に分離し、利用する。
- (1) 石炭地帯に新たに新設する工場については税制の面に於いて特別措置を講ずる。
- 三、雇用促進事業団の設立
- (1) 現行の諸制度を活用してもなお不十分であるので、この際離職者を大量に雇用して、事業を行い生活を保障しつつ、心要な職業訓練を行って、適当な時期に民間等の事業場へ技能労働者として再就職を促進する。
- (2) 事業団は特殊法人とし、国が出資する。
- (3) (2) (1) 四、その他の離職者対策
- (1) 失業保険の受給期間の延長
 - (2) 緊急就労事業費の事業単価の増額
 - (3) 関係市町村財政に対する措置
- (3) 事業団は本部を東京に、支部をブロック毎に設け、現場事務所を工事並に訓練現場におく。
- (4) 事業団の業務
- (1) 離職者の雇用及び訓練
 - (2) 事業団は離職者を行う事業に雇用すると同時に、事業を行うに必要な技能を修得せしめ、良質な技能労働者を養成する。
 - (3) 事業の施行
 - (4) 事業団は、次のような大規模な建設的事業等を自から計画施行し、又は請負って施行する。
 - (1) 国又は地方公共団体の計画実施する公共建設的事業
 - (2) 国鉄、道路公団、住宅公団、石炭地帯再開発公団等の公的事業団体の計画実施する建設的事業
 - (3) 電源開発等の財政投融資事業
 - (4) 事業団が自から計画実施する事業
 - (5) 自立、雇用等の促進
 - (6) 事業団は、養成した技術者を逐次民間等の事業場へ、すいせんし、その雇用定着化を図る。
 - (2) 事業団は、計画実施した事業のうち適当と認められるもの（例えは干拓、工場用地造成）について、事業完了後、その完成した施設を離職者の自立自営の便に供し、又はその施設の経営に当り離職者を雇用する等の措置を講ずる。

集団であると非難している。また、「日本人にふさわしい教育」を実施すると称して教育基本法の改定を呼号している。

これら、一連の動きは、七年前、池田現首相が、ロバートソン国務次官補と会見し、日本人の「愛国心」を強化する事に意見が一致したという報道を思い起こさせずにはおかない。これは、明らかに、戦前の「忠君愛国」教育への逆戻りをねらったものであって、極めて危険な内容をもっており、我々としては、強く反対せざるを得ない。

およそ、一国の文部大臣が、組合運動に従事している者を「無法者」と非難し、これとの会見を拒否するなどというのは、文明国としてあらまじき振舞いである。また教育基本法は、戦前の「忠君愛国」教育を否定し、民主的な教育を行なう基礎をなしており、教育の憲法ともいすべきものであって、これを改定する必要は認められない。

文部大臣は、速やかに日教組の代表者と会見して、山積する教育界の諸問題について話し合うべきであり、また、教育基本法改定の構想はこれを取り止めるべきである。

右申し入れる。

一九六〇年十月六日

荒木文部大臣殿

日本社会党

政
審
料
第
三
四
号

定
価
一
〇
〇
円